

第2期 厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画

2020－2029



北海道厚岸町

は じ め に

第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画の策定にあたって

厚岸町は、太古の面影を残す別寒辺牛川がラムサール条約登録湿地の別寒辺牛湿原を貫いて厚岸湖に注ぐ太平洋に面した景勝の地であります。

この地は豊かな自然の恵みのもと、先人たちの英知により古くから拓かれ、人と環境が調和した固有の文化を育んできました。

町の基幹産業は、漁業と酪農であり、この基幹産業を育て、住み良い町をつくるために、豊かな海と大地を守ろうと、私たちはいろいろな取組みや政策を実施してきました。

第一次産業にとって、海と大地はその生産の基盤であり、消費者が求める「おいしくて安全な食料」は、環境の保全なくしては成り立ちません。また、豊かな自然を守り育てることは、私たちの豊かな生活の実現に欠くことのできないものであります。

私たち一人ひとりが、生活と環境との関わりなどについて理解を深め、協力し合いながら努力し、行動していくことで、豊かに恵まれた自然や歴史的文化遺産などを、次の世代に残していく必要があります。

このため、町では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例に基づき「第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画」を策定いたしました。

この計画では、50年後の厚岸町における環境の姿を展望し、前計画に引き続き厚岸町のめざす環境の姿を『持続可能な産業と生活のために』と設定して、それを実現するために町、町民、事業者が協働で環境保全に取り組み、積極的に創り上げていくことが必要だと考えています。そして、それぞれが自主的に行動していくために総合的かつ具体的な計画として取りまとめており、今日の環境問題の解決に向けての私たちの役割や取組みの方向を明らかにしました。

今できることは何かを考え、未来に向けた行動を行うことが必要でありますので、ともに考え、ともに行動しましょう。

結びに、本計画策定にあたり、多大なご尽力を賜りました厚岸町環境審議会の皆様、更には、厚岸町環境基本計画町民検討会議構成員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をお寄せくださいました町民の皆様に、心からお礼申し上げます。



令和2年3月

厚岸町長 若 狹 靖

目 次

ページ

第1章 計画の基本事項

1 計画の主旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の枠組み	3
4 「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点や本計画における各施策との関わり	5

第2章 地域の概況

(1) 位置	9
(2) 地形	9
(3) 気象	10
(4) 人口・世帯数	10

第3章 環境の現状と課題

(1) 産業	11
(2) 河川、湖、海域の自然環境	14
(3) 水・大気環境の保全	18
(4) 厚岸湖・別寒辺牛湿原・山林などの自然環境	21
(5) 景観への配慮	27
(6) 水資源・廃棄物・エネルギー	29
(7) 環境教育・環境学習	36

第4章 めざす環境の姿と施策の基本方針

1 めざす環境の姿	37
2 施策の基本方針	38

第5章 基本的施策

1 施策の体系	39
2 施策の基本的方向と関連施策	40
(1) 産業と共存するまちづくり	40
(2) 環境を保全するまちづくり	41
(3) 良好な自然を生かすまちづくり	43
(4) 快適で住み良いまちづくり	45
(5) 資源やエネルギーを有効に利用するまちづくり	47
(6) 環境教育・環境学習を推進するまちづくり	49
3 環境定量目標（令和11年度までの目標）	50
4 施策の連携	53
(1) みどりの循環構想	53
(2) 厚岸町環境マネジメントシステム（厚岸町EMS）	54

第6章 町・町民・事業者の行動指針

(1) 産業と共存するまちづくり	5 5
(2) 環境を保全するまちづくり	5 6
(3) 良好な自然を生かすまちづくり	5 7
(4) 快適で住み良いまちづくり	5 8
(5) 資源やエネルギーを有効に利用するまちづくり	5 9
(6) 環境教育・環境学習を推進するまちづくり	6 0

第7章 町の役割の主な施策

(1) 産業と共存するまちづくり	6 1
(2) 環境を保全するまちづくり	6 2
(3) 良好な自然を生かすまちづくり	6 3
(4) 快適で住み良いまちづくり	6 4
(5) 資源やエネルギーを有効に利用するまちづくり	6 5
(6) 環境教育・環境学習を推進するまちづくり	6 6

第8章 計画を進めるために

1 支援体制	6 7
2 組織体制	6 7
3 推進制度の整備	6 8

用語の解説	7 2
-------	-----

※本計画に記載している図表のデータは四捨五入をしているため、表記されている値をそのまま足しても合計値と合わない場合もしくは100%にならない場合があります。

第 1 章 計画の基本事項

第1章 計画の基本事項

1 計画の主旨

「厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画」（以下「環境基本計画」といいます。）は、「厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例」（以下「環境基本条例」といいます。）が定める基本理念を実現するため、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する計画です。

第1期環境基本計画が令和元年度で終了することから、将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るため、「第2期厚岸町環境基本計画」を策定します。

■「環境基本条例」第1条（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全、維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の連携のもとでそれぞれの果たすべき責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

■「環境基本条例」第3条（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、資源が有限であり、また、環境の復元力に限界があることを認識し、すべての者が環境への負荷を低減する努力を続けることにより、持続可能な地域社会が築き上げられるように行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な生物が生息又は生育できる豊かな自然環境が、広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然を大切にすることを養い、自然とのふれあいを深めることにより、人と自然との共生が実現されるように行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等の良好な環境の保全に関する活動に取り組むことによって、行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが、人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、環境の恵みを等しく分かち合うため、将来の町民に良好な環境を引き継いでいけるように、適切に行われなければならない。

■「環境基本条例」第7条（施策の基本方針）

第7条 町は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努め、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することができる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを確保し、自然環境及び歴史的、文化的な遺産並びにこれらの特性を生かした魅力あるまちづくりを図ることにより、より質の高い環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。

■「環境基本条例」第8条（環境基本計画）

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、厚岸町環境審議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

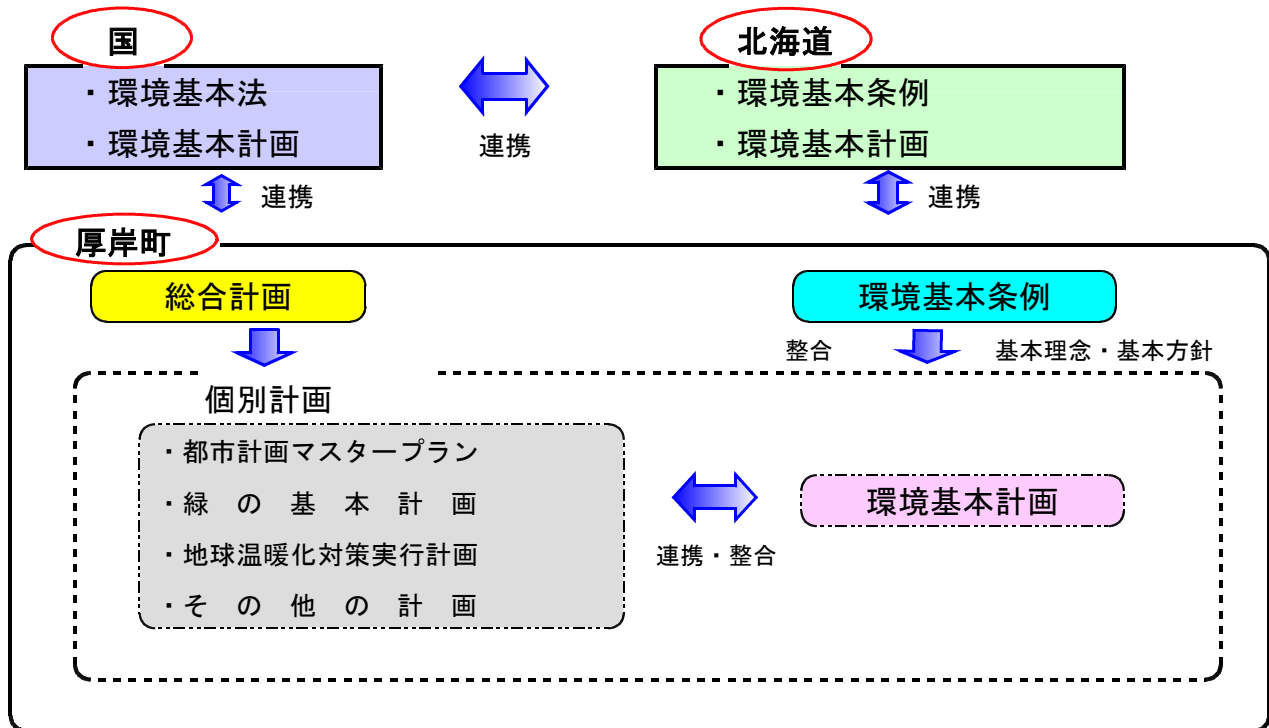
4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2 計画の位置づけ

環境基本計画は、環境基本条例第8条に基づき策定する計画ですが、あわせて町全体のまちづくりのための総合的かつ基本的な計画である「厚岸町総合計画」環境分野における個別計画として策定される計画であります。

計画の策定にあたっては、厚岸町の最上位計画である「厚岸町総合計画」をはじめ、地球温暖化対策実行計画などの個別計画とも整合性を図るようにしました。



3 計画の枠組み

(1) 計画の期間

本計画の期間は10年とし、本計画に掲げる「環境施策」に沿って厚岸町は環境の保全と創造に関する施策、取組を展開していきます。また、環境の保全と創造には、町、町民、事業者の協働が欠かせないことから、それぞれの環境の保全及び創造に向けた実践すべき行動の指針を「行動指針」として示します。

(2) 計画の目標と達成時期

本計画は、現在私たちが受けている環境からの恵みを守り育て、将来の世代へと受け継いで行こうとするものです。

したがって、現在に生きる私たちの利益だけを優先することなく、将来を長期的に展望する必要があります。

このため、概ね50年後の21世紀なかばを展望して「めざす環境の姿」を設定します。

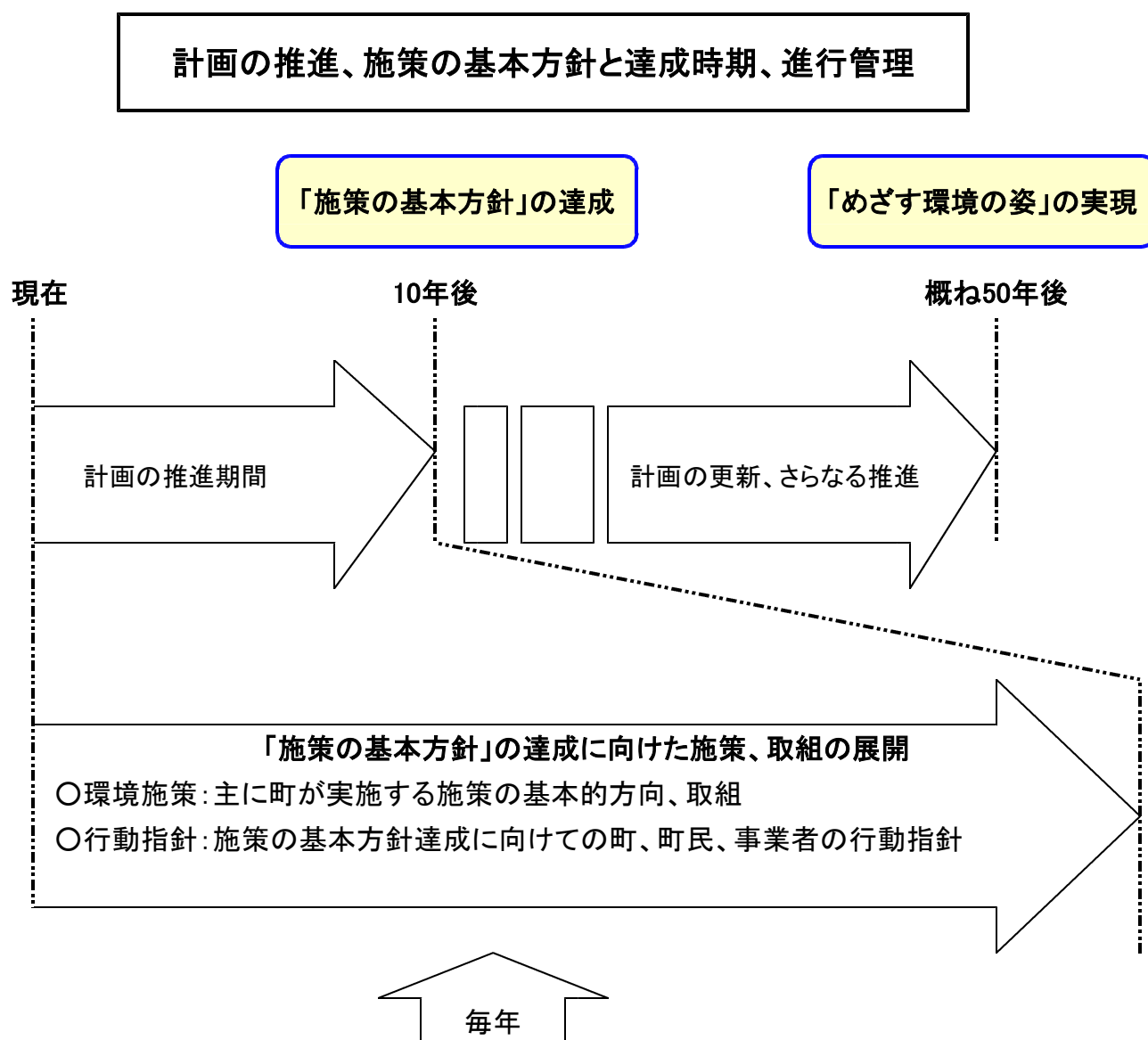
そして、「めざす環境の姿」の実現に向け、計画の推進期間である今後10年間に具体的に達成すべきこととして「施策の基本方針」を掲げます。

(3) 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、計画の進行状況を定期的に把握、評価を行い、着実な進行を図ります。

関係部局においては、各種施策・事業を推進して行くうえでの具体的な環境配慮を計画時点において、できるだけ明確化し、施策・事業の完了時点で課題の整理・評価を行うとともに、進行中の施策・事業については定期的整理・評価を行うものとします。

なお、進行状況の評価に基づき、環境問題を取り巻く状況の変化に対応した計画の見直しを適切に行っていくものとします。



計 画 の 進 行 管 理

- 各種施策・事業の計画時点で、環境配慮を明確化→施策・事業の完了時点で課題の整理・評価
- 進行中の施策・事業は毎年定期的に、課題の整理・評価
- 進行状況の評価、状況の変化に対応した、計画の適切な見直し

4 「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点や本計画における各施策との関わり



SDGsは2015年9月にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において150か国以上の加盟国により採択されたもので、2030年までにめざす世界の姿として17のゴール（目標）と169のターゲット（指標）を掲げています。

この17のゴールに向けて世界中の国や地域が動き始めています。

私たちの足元の暮らしと地球がつながっていること、私たちが日々の行動や選択を変えていくことで、よりよい世界の実現につながることを意識しながら厚岸町の環境政策を進めます。

各施策タイトルの隣にあるマークは、その施策に関連が深いSDGsのゴールを示すものです。

〔SDGsの17のゴール（目標）と自治体行政の関係〕

国際的な地方自治体の連動組織である世界都市自治体連合（UCLG）では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を次のとおり示しています。

ゴール(目標)	自治体行政の果たし得る役割
	目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において全ての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	目標 3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
	目標 4 全ての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育のなかでも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	目標 5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化（エンパワーメント）を行う 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	目標 6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

ゴール(目標)	自治体行政の果たし得る役割
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	目標7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省／再エネを推進したり、住民が省／再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも 経済成長も 	目標8 包括的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	目標9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの拡大を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
10 人や国の不平等 をなくそう 	目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられる まちづくりを 	目標11 包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 包括的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	目標12 持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に 具体的な対策を 	目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

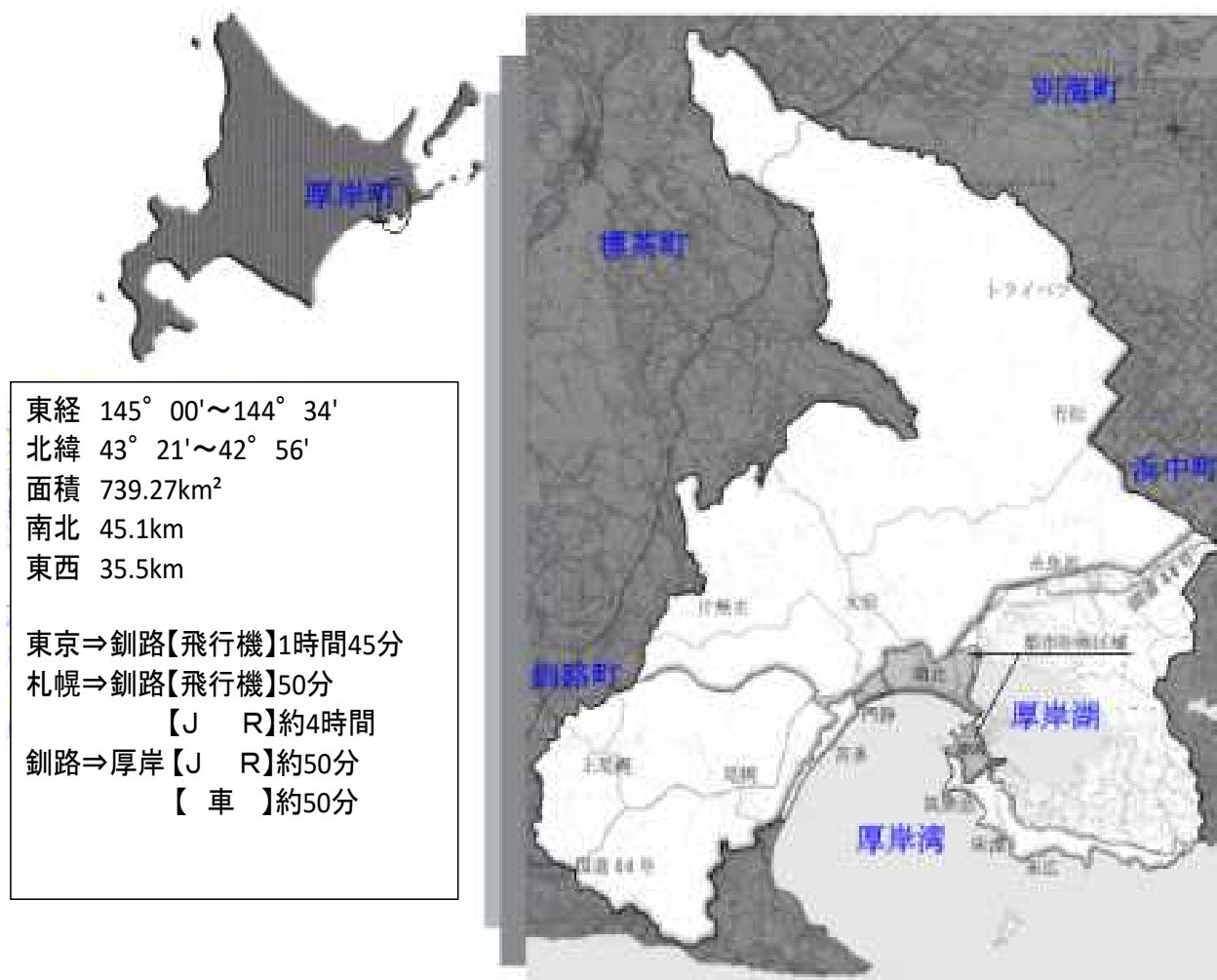
ゴール(目標)	自治体行政の果たし得る役割
 14 海の豊かさを守ろう	目標14 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
 15 陸の豊かさを守ろう	目標15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 16 平和と公正をすべての人に	目標16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る 平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 17 パートナシップで目標を達成しよう	目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

第 2 章 地域の概況

第2章 地域の概況

(1) 位置

厚岸町は、北海道の南東部に位置し、東に厚岸郡浜中町、北に川上郡標茶町、野付郡別海町、西に釧路郡釧路町が接し、南は厚岸湾が深く侵入して厚岸湖を抱き太平洋に面する景勝の地であり、東西35.5km、南北45.1km、総面積は739.27km²の広さとなっています。



(2) 地形

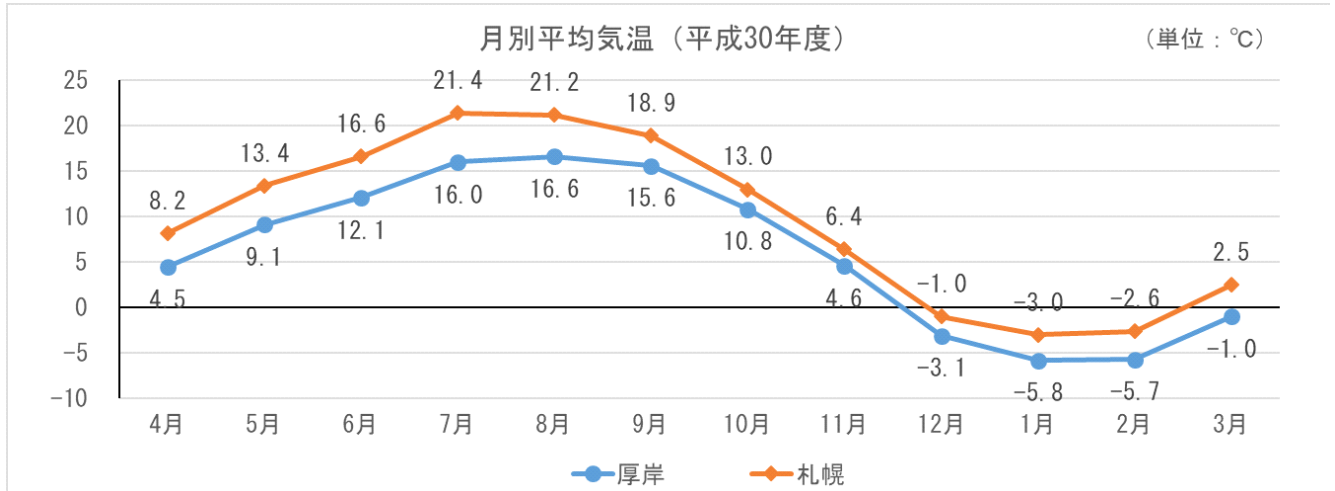
地形は根釧原野の一部であり、その大半は多少の起伏をもった丘陵か湿原によって覆われ周囲約30.0kmの厚岸湖が地域を南北に二分しています。

河川は、標茶町に発し町内を縦貫して厚岸湖に注ぐ別寒辺牛川水系と町内を横断し厚岸湖に注ぐ尾幌川水系が主なもので、その流域は山林・農地・湿原となっています。

(3) 気象

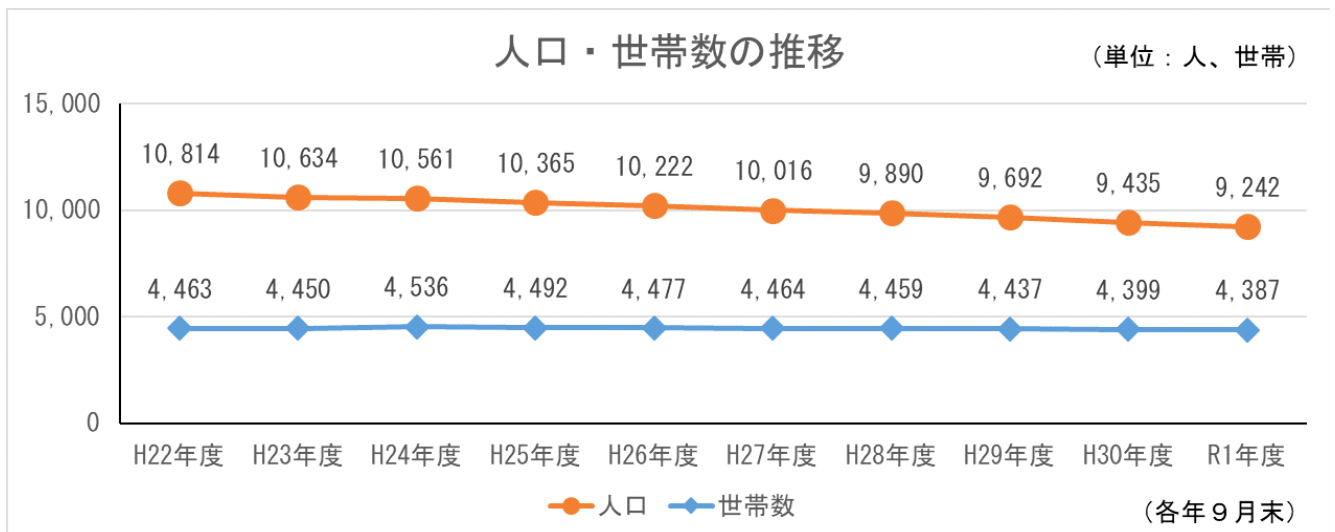
厚岸町の気象状況は年間を通じて冷涼ですが、特に陸上と海上の温度差や道東沖で交錯する海流の影響などで発生する「海霧」のため、春から夏にかけて日差しのさえぎられる日が多くなっています。また、秋は降水量も少なく、日照時間も長く過ごしやすい季節です。

冬は、比較的晴れの日が多いものの、厳寒期の凍結が著しい気候条件にあります。



(4) 人口・世帯数

厚岸町の令和元年9月末現在の人口は9,242人、世帯数は4,387世帯となっています。昭和35年の20,185人をピークに、平成27年の国勢調査では9,778人まで減少しています。一方、世帯数は、人口が減少傾向にあるなかでほぼ横ばい状態で推移しています。



第3章 環境の現状と課題

第3章 環境の現状と課題

(1) 産業

産業別の就業構成は、平成27年国勢調査で、第一次産業が30.46%、第二次産業が21.93%、第三次産業が47.24%となっています。

近年、基幹産業である漁業をはじめとする第一次産業の割合が減少し、代わって第三次産業が徐々に増加しています。

平成27年国勢調査では、第一次産業における農業就業者数は408人で、農家数は専業86戸、兼業38戸の124戸となっており、平成27年度における乳牛の飼育頭数は95戸、約13,100頭となっています。

経営耕地面積6,776haの内、牧草専用面積が6,492haで総面積の約95%を占めています。

また、平成30年度の生乳生産量は、64,257 t で、生乳生産額は、597千万円となっており、販売総取扱高717千万円のうち83%を占めています。

一方、漁業就業者数は、1,230人（平成27年国勢調査）、経営体の総数は506経営体（平成27年港勢調査）となっています。

平成29年の魚種別水揚げ量では、主要魚種である、サケ、マス、サンマの合計が、6,334 t（198千万円）となっており、総水揚げ量14,278 t（501千万円）の約44%を占めています。また、カキ、アサリについては1,449 t（97千万円）で約10%となっています。

（単位：人）

区 分		平成27年	
		実 数	構成比
就 業 者 総 数		5535	100.00%
第 1 次 産 業		1686	30.46%
	農業	408	7.37%
	林業	48	0.87%
	漁業	1230	22.22%
第 2 次 産 業		1214	21.93%
	鉱業	25	0.45%
	建設業	408	7.37%
	製造業	781	14.11%
第 3 次 産 業		2615	47.24%
	電気・ガス	20	0.36%
	情報通信業	3	0.05%
	運輸・郵便業	183	3.31%
	卸売・小売業	687	12.41%
	金融・保険業	53	0.96%
	不動産・物品賃貸業	21	0.38%
	学術研究	75	1.36%
	宿泊・飲食サービス業	210	3.79%
	生活関係・娯楽業	106	1.90%
	教育・学習支援業	178	3.22%
	医療・福祉	422	7.62%
	複合サービス事業	165	2.98%
	サービス業(他に分類されないもの)	215	3.88%
	公務(他に分類されないもの)	278	5.02%
分類不能の産業		20	0.36%

（資料：総務省平成27年国勢調査）

平成29年（1月～12月）魚種別水揚量

（単位：kg、千円）

魚 種	数	量	金 額
ま い わ し		3, 538, 655	252, 055
に し ん		548, 674	161, 271
た ら		54, 233	12, 108
ほ っ け		122	69
さ け		83, 649	90, 293
ま す		154, 671	61, 395
す け と う だ ら		4, 569	485
こ ま い		37, 560	3, 130
さ ん ま		6, 095, 243	1, 991, 197
ぶ り		497	66
か れ い		281, 560	76, 405
し し や も		53, 311	97, 746
は た は た		14, 101	6, 304
あ い な め		25, 912	7, 069
ち か		93, 908	18, 893
き ゆ う り う お		194, 088	22, 675
そ い		7, 017	3, 246
め ば る		305	44
し ら す		2, 496	924
め め け		3	4
し ら う お		2, 983	12, 472
え い		1, 914	287
そ の 他 の 魚 類		423, 530	163, 580
す る め い か		7, 735	4, 932
あ か い か		210	68
た こ		194, 572	97, 610
毛 が に		21, 621	101, 335
花 咲 が に		8, 962	8, 344
た ら ば が に		7	20
さ ば		15, 939	1, 029
う に		45, 624	145, 000
え び		22, 924	95, 417
ほ た て 貝		29, 247	21, 214
ほ っ き 貝		147, 861	81, 737
か き		607, 166	590, 452
つ ぶ 類		649, 777	406, 401
あ さ り		841, 671	456, 681
そ の 他 の 貝 類		4, 495	7, 774
ほ や		4, 226	645
な ま こ		5	8
こ ん ぶ		64	76
わ か め		56, 307	13, 137
ふ の り		1, 166	2, 242
そ の 他 の 海 藻 類		207	166
合 計		14, 278, 785	5, 016, 004

（資料：北海道「港勢調査」）

厚岸町の基幹産業は、サケ、マス、サンマ漁業等の沖合漁業やコンブ、カキ等の沿岸漁業と生乳生産を中心とした酪農業といった第一次産業です。

第一次産業は、豊かな自然環境の存在に裏打ちされた産業であり、その条件が維持されなければ漁業や酪農業の持続的な発展を望むことはできません。

しかし、漁業においては魚介類残渣や廃油等の漁業系廃棄物の不適切な処理と水産加工場からの事業排水も水質汚濁の原因の一つとなります。

酪農業では、家畜飼養とともに排泄される家畜ふん尿は、有機物資源として農用地へ適切に還元されておりますが、不適切な場合には河川に流出し、水質悪化に起因する漁業への悪影響が懸念されます。

このような産業と環境に関わる問題は、川上から川下に至る豊かで多様性のある厚岸特有の自然環境や漁場環境に多大な負荷を与えるため、地域固有の課題として万全を期することが重要です。

厚岸の海と大地はその生産の基盤であり、消費者が求める「安全・安心な食料」は、環境の保全なくしては成り立ちません。

質、量ともに消費者の期待に応えるためにも、これまで以上に、より負荷の少ない環境に配慮した行動を実践し、環境にやさしく自然と人と産業の共生を目指すことが必要です。

更に、水環境は、「安全・安心な食料」をも支えています。

つまり、「山 湿原 川 湖 湾」を巡っている水の連鎖の輪は、延々とつながり、人間の社会経済活動や生物の生命維持に必要不可欠な資源として、その利用は多岐にわたり、安全な水はもとよりきれいで豊富な水を守ることが、厚岸町の産業を守ることであり、持続可能な産業と共存することなのです。



厚岸湖のカキ・アサリ

(2) 河川、湖、海域の自然環境

〔河川の現状〕

厚岸町内を流れる主要な河川は、厚岸湖に注ぐ6つの支流がある別寒辺牛川水系と、厚岸湾に注ぐ尾幌川水系があります。

河川については、環境基準の類型指定はされていませんが、河川パトロールや定期的な水質検査を実施して、水質汚染の監視を行っています。

主な河川の特徴

【旧尾幌1号川、大別川、サッテベツ川、チライカリベツ川、チャンベツ川、トライベツ川、尾幌川】

これらの河川は、上流域の酪農地帯を流れています。

【ホマカイ川】

ホマカイ川は、飲料水供給河川であり、上水道の水源となっています。

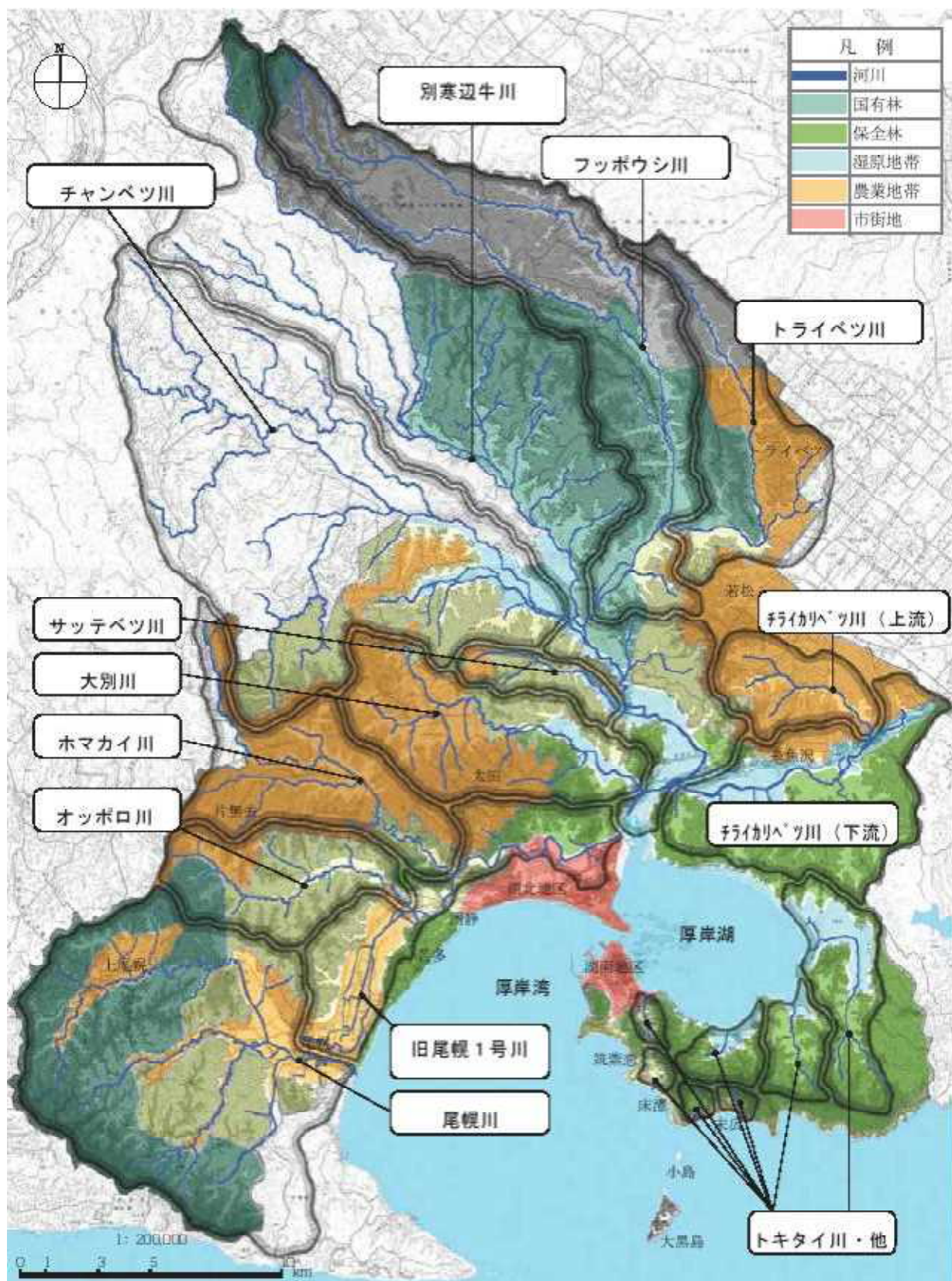
【別寒辺牛川】

別寒辺牛川は、治水整備がされていない原始河川であり、下流域の湿地帯は「ラムサール条約」にも登録され、厚岸湖や厚岸湾沿岸の漁業とも大きく関連する河川となっています。

【トキタイ川、オッポロ川、フッポウシ川】

森林地帯を流れ厚岸湖に注いでいます。

水系	本流	支流
別寒辺牛川水系	旧尾幌 1 号川	ホマカイ川
		オッポロ川
	大別川	
	別寒辺牛川	サッテベツ川
		チャンベツ川
		フッポウシ川
		トライベツ川
チライカリベツ川		
尾幌川水系	尾幌川	
トキタイ川		



厚岸町の主な河川

〔厚岸湖・厚岸湾の現状〕

厚岸湖は、厚岸町市街地に接し、最大水深7.0m、平均水深1.5m、湖面積32.3km²の東西にやや長い円形をした汽水湖です。

流入河川については、北方から流入する別寒辺牛川が最も大きく、また、東方からトキタイ川が流入しています。

別寒辺牛川流域では、部分的に酪農が展開されており、河川の硝酸態窒素の濃度は、その集水域の飼育牛の密度に比例することが明らかになっていることから、別寒辺牛川からも窒素の供給があると思われます。

湖内では、カキやアサリの養殖のほかに、エビ、シラウオ漁などが行われており、特に「厚岸のカキ」と言えば、ブランドカキ「カキえもん」をはじめ、新たなブランドとして「弁天かき」も加わり全国的にも有名となっています。

環境基準は、厚岸湖が海域のB類型に指定されており、COD（化学的酸素要求量）が3mg/L以下に設定されていますが、近年は達成されていません。

しかしながら、CODは、難分解性の有機物である腐食物質の影響を大きく受けてしまうため、厚岸湖の場合、流入河川のほとんどがその下流部で湿地環境を呈しており、河川水は褐色で、高濃度の有機物を含んでいることが北海道の調査で報告されています。

厚岸湖のCOD基準の未達成の原因は、自然からの腐食物質の影響が大きいことに由来することが、北海道、北海道環境科学研究センターなどの調査により解明されています。

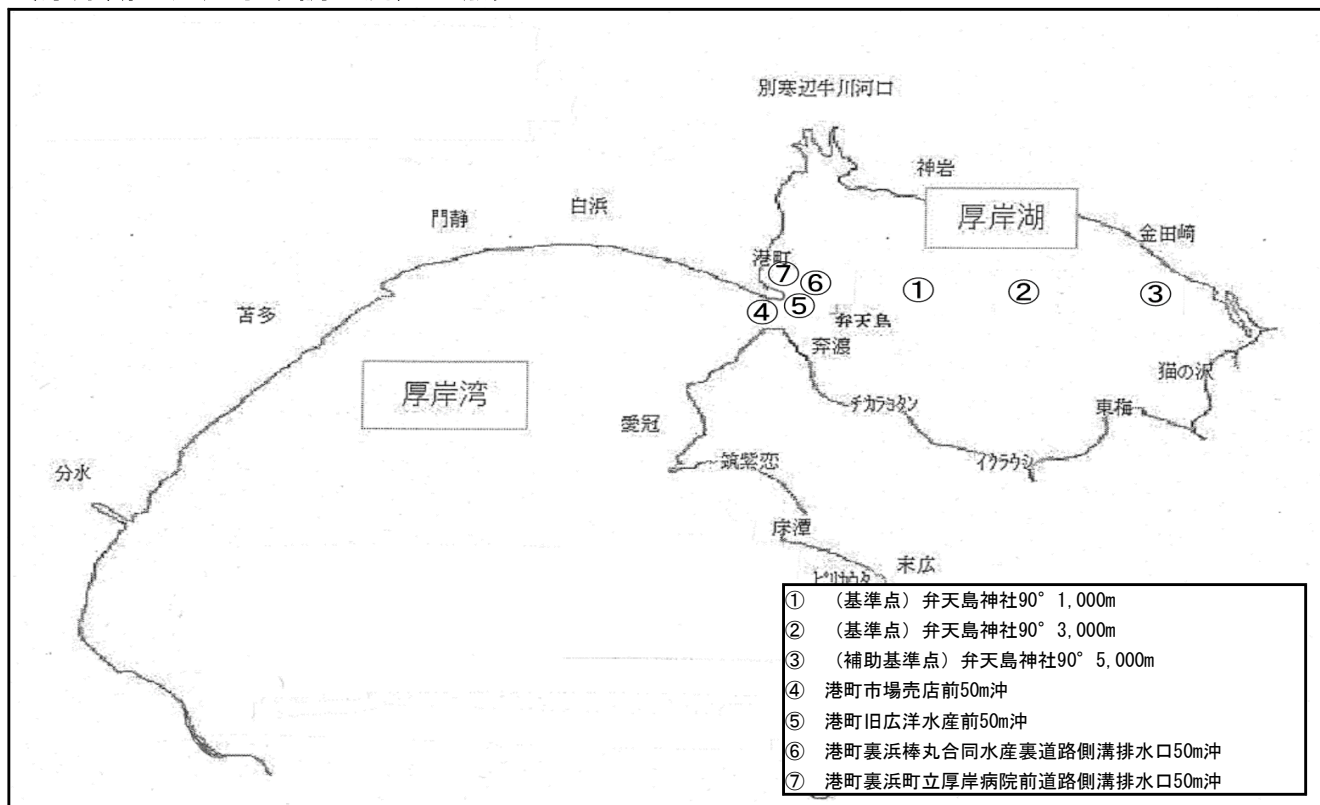
大腸菌群数については環境基準は設定されていませんが、厚岸湾と湖の一部の大腸菌群数の検査を厚岸町、厚岸漁業協同組合が実施しています。

生食用カキについては、食品衛生法等で生産・出荷基準が定められています。

「かきの処理等に関する衛生条例施行規則」の浄化基準では、(1)大腸菌群最確数が100mlにつき70以下の海水で水温5度以上のものに5日（当該海水を紫外線又は塩素剤で殺菌した場合にあっては、2日）以上つけて浄化すること。(2)紫外線又は塩素剤で殺菌した約3%の人工塩水で水温5度以上のものに2日以上つけて浄化すること。となっています。

厚岸湖のカキは、これらの基準をクリアし、衛生管理されたものが出荷されています。

〔厚岸湖公共用水域調査測定地点〕



- ・ ①②③地点：北海道による公共用水域水質調査測定地点 年4回（5、7、9、11月）実施
- ・ ④⑤⑥⑦地点：厚岸町による水質調査測定地点 年8回（5、6、7、8、9、10、11、12月）実施

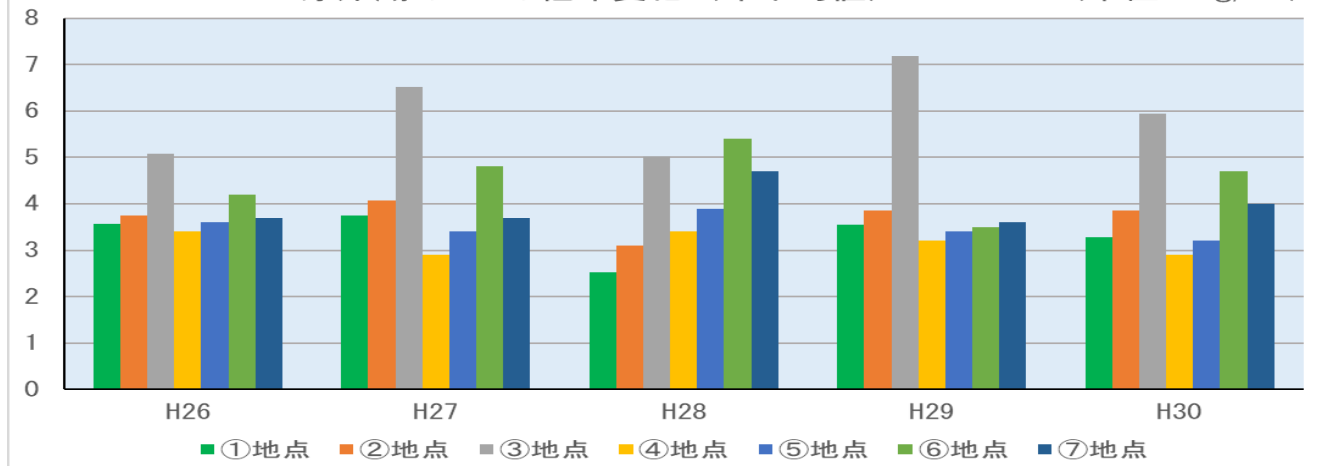
〔厚岸湖のCODの経年変化（年間の各地点平均値）〕

（単位：mg/L）

	①地点	②地点	③地点	④地点	⑤地点	⑥地点	⑦地点
H26	3.6	3.8	5.1	3.4	3.6	4.2	3.7
H27	3.8	4.1	6.5	2.9	3.4	4.8	3.7
H28	2.5	3.1	5.0	3.4	3.9	5.4	4.7
H29	3.6	3.9	7.2	3.2	3.4	3.5	3.6
H30	3.3	3.9	6.0	2.9	3.2	4.7	4.0

厚岸湖のCODの経年変化（年平均値）

（単位：mg/L）



(3) 水・大気環境の保全

〔生活排水対策の現状〕

厚岸町では、平成3年度に公共下水道事業に着手し、平成8年10月から一部供用を開始し、下水道管の整備や終末処理場の設備更新工事を行っています。

公共下水道は、厚岸町の基幹産業である水産業の生産の間でもある厚岸湾や厚岸湖を汚濁から守り、清潔で快適な生活環境づくりに欠くことのできないもので、水洗化率、普及率を高めることに努めています。

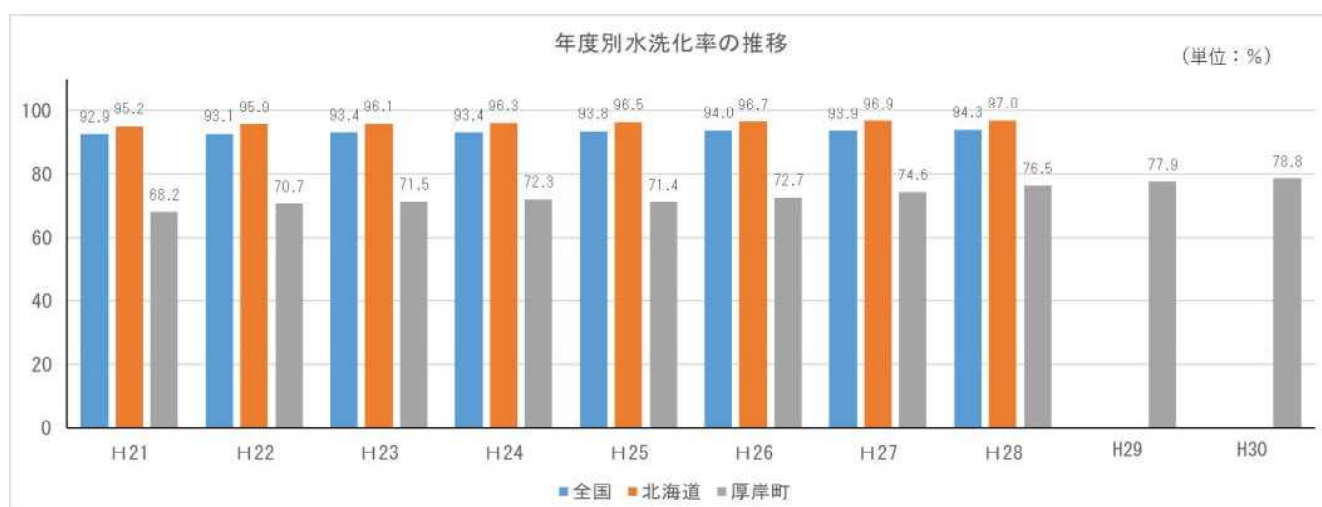
公共下水道区域外の地域についても、合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、促進する必要があります。

年度別水洗化率の推移

〔水洗化人口〕

(単位：戸)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
北海道	4,683,225	4,717,592	2,202,058	4,742,826	4,731,134	4,725,549	4,720,649	4,713,325	—	—
厚岸町	4,849	5,122	5,170	5,204	5,273	5,462	5,589	5,643	5,641	5,562



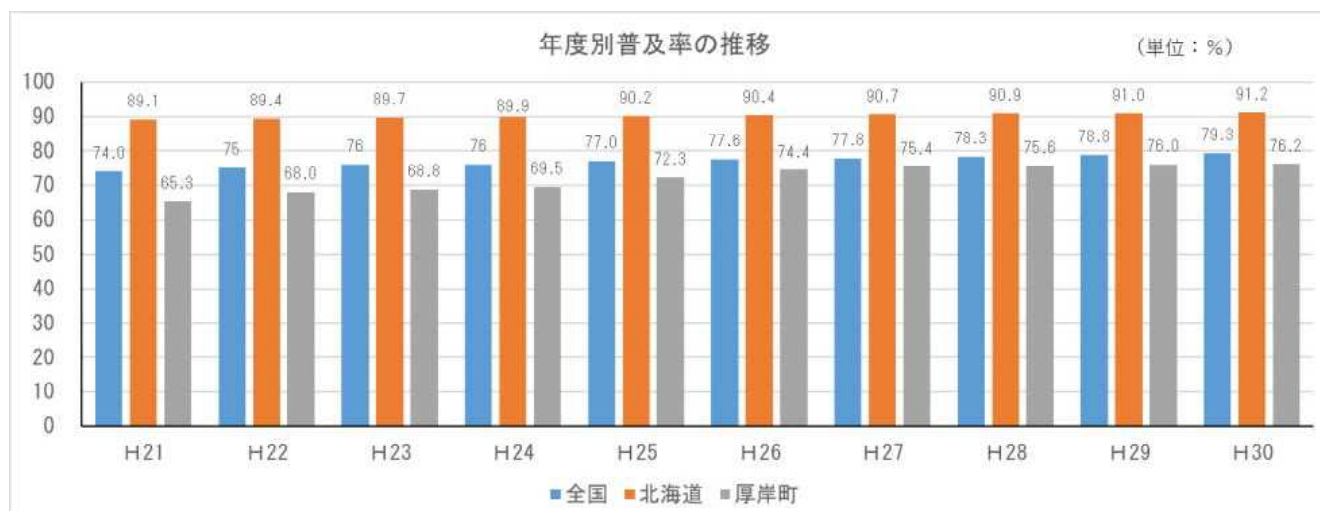
※「下水道水洗化率」：公共下水道処理区域内の水洗化人口を公共下水道処理区域内人口で除した割合

年度別普及率の推移

[処理区域内人口]

(単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
北海道	4,919,546	4,914,098	4,717,712	4,915,286	4,901,933	4,888,137	4,886,389	4,872,271	-	-
厚岸町	7,112	7,241	7,233	7,200	7,394	7,515	7,474	7,365	7,241	7,061



※「下水道普及率」：公共下水道処理区域内人口を行政区域内人口で除した割合

年度別污水处理普及率の推移

[污水处理普及率]

(単位：%)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	85.7	86.9	87.6	88.1	88.9	89.5	89.9	90.4	90.9	91.4
北海道	93.4	93.7	93.9	94.2	94.4	94.7	95.0	95.2	95.4	95.5
厚岸町	69.7	73.2	71.3	71.8	74.4	76.8	78.2	78.7	79.3	80.0

【事業場の現状】

厚岸町内における水質汚濁防止法が適用され排水基準が設定されている特定事業場は、排水量50 t/日以上が3事業場あり、内訳は水産食料品製造業2事業場、下水道終末処理場1事業場となっています。また、排水量50 t/日未満の事業場が45事業場となっています。

その内、水産食料品製造業が37事業場となっており、約82%を占めています。

なお、特定事業場には、北海道が事業者に対して、公共用水域の水質汚濁を防止するために指導と立入検査などの監視を行っています。

〔大気汚染の現状〕

大気汚染の原因には、大きく分けると工場の操業や建物の暖房などの「固定発生源」と自動車の排気ガスなどの「移動発生源」があります。

固定発生源では、大気汚染防止法に基づく特定施設の設置数は、ばい煙発生施設が16施設、粉じん発生施設が12施設となっています。また、近年問題となっているダイオキシン類については、町民の意識の向上により、廃棄物の焼却や野焼きに関連した苦情は少なくなっています。

〔有害物質の現状〕

私たちの社会の中で工業的に生産される化学物質は、世界では約10万種、国内でも約5万種とされており、石油化学製品やナトリウム化合物といった工業原料として用いられる基礎的な化学製品をはじめ、日常生活で使用する多種多様のプラスチック類や化粧品、医薬品など身近な製品に用いられています。

その中でも、人の健康又は生活環境にかかわる被害が生ずる恐れがあるものは有害化学物質といわれ、急性毒性を持つダイオキシン類や生殖障害をもたらす恐れがあるといわれている内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）が問題となっています。

近年では、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている微小粒子状物質（PM2.5）が環境基準を超える濃度で日本においても観測され、大きな問題となっています。また、マイクロプラスチックによる海洋汚染での生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。

〔公害防止協定〕

厚岸町では、町内のゴルフ場農薬使用に伴う公害未然防止のための公害防止協定を締結しています。

この協定は、農薬の使用に伴って住民の健康、環境及び農水産動植物への被害未然防止に努め、地域住民、既存産業との協調発展を図ることを目的としています。

(4) 厚岸湖・別寒辺牛湿原・山林などの自然環境

厚岸町は、人工工作物が少ない別寒辺牛川、ラムサール条約登録湿地であり国内第2位の湿地面積を誇る厚岸湖・別寒辺牛湿原など、豊かな自然環境が存在しています。

厚岸湖・別寒辺牛湿原が開発されず原始の姿で残っていることは、生態系の維持につながり、その生態系の循環の中にある漁業生産物を守り続けてこれた原因であり、町民の大きな財産であります。

地域の方々が自然とのふれあいを深めることにより、地域固有の魅力を再認識することが重要であり、地域の関係者の理解を深め、よりよい状態で将来に引き継いでいかなければなりません。

〔厚岸道立自然公園〕

〔根拠〕北海道自然公園条例（昭和33年4月1日道条例第36号）

旧「北海道立公園条例」（昭和25年8月道条例）

〔告示年月日〕昭和30年4月19日北海道告示第680号

〔概要〕第1種特別地域107ha、第2種特別地域2,531ha、第3種特別地域8,523ha、普通地域497ha、合計11,658ha（厚岸町内分）

〔自然環境保全地域等〕

良好な自然環境を形成し、その保全を図る必要がある地域については、自然環境保全地域等に指定されています。

自然環境保全法に基づく地域指定として、「原生自然環境保全地域」、「自然環境保全地域」、北海道自然環境等保全条例に基づく地域指定として、「道自然環境保全地域」があります。厚岸町内では、道条例に基づいて、尾幌道自然環境保全地域（特別地区24ha、普通地区259ha、計283ha）が指定されています。

〔鳥獣保護区の指定状況〕

野生鳥獣の保護増殖を図るため、森林性鳥獣の生息地、大規模で多様な環境を有する鳥獣の生息地、干潟・湖沼・湿原等の渡り鳥の集団渡来地や集団繁殖地、特定鳥獣の生息地、都市の生活環境の改善のため野鳥などを誘致する地域等に鳥獣保護区が設定されています。

このうち、鳥獣の保護繁殖のため特に必要のある区域については、特別鳥獣保護区に指定されています。

【鳥獣保護区等指定状況】

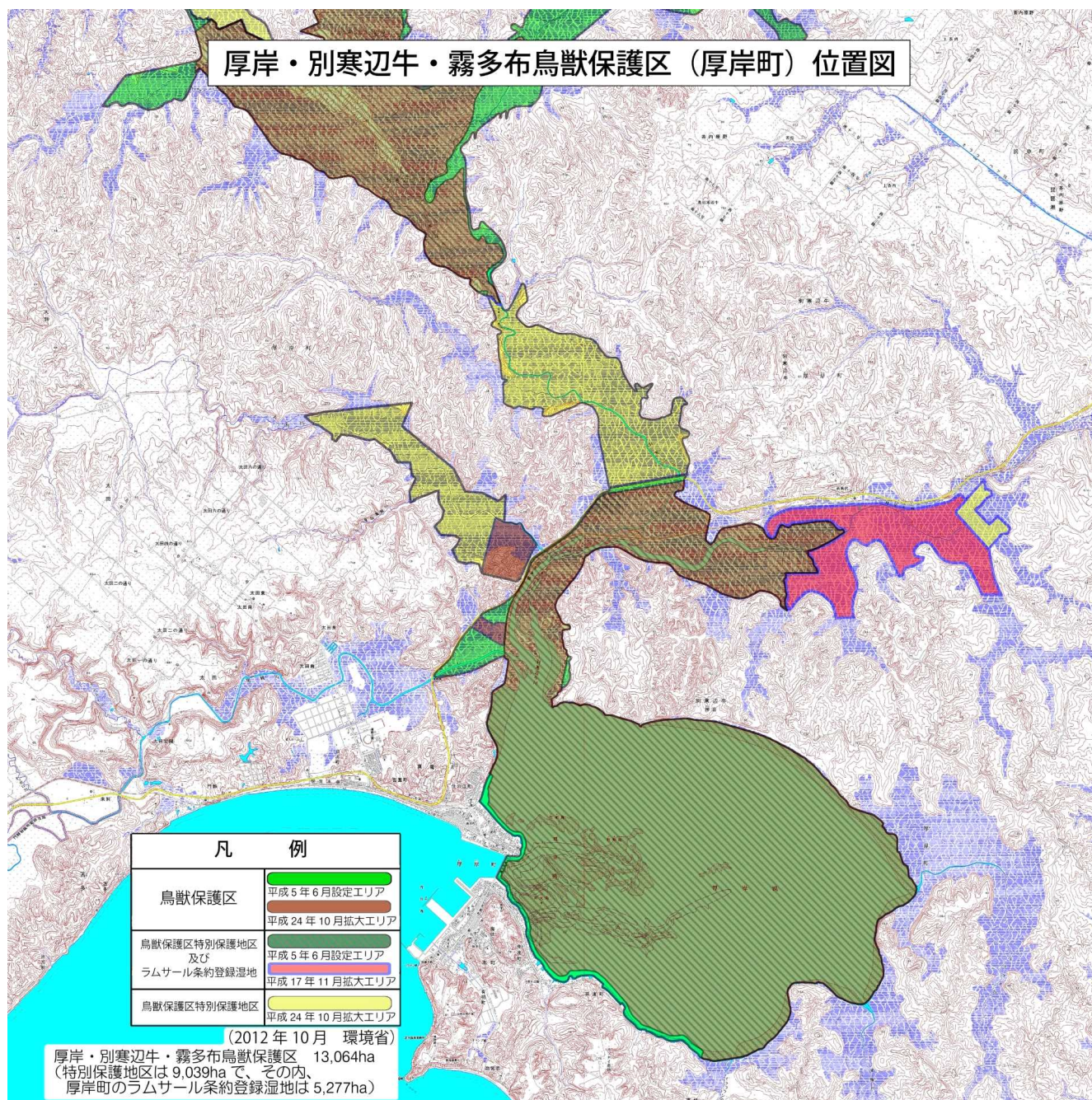
（単位：ha）

保護区名	面積	うち特別	指定目的	存続期間	指定告示	備考
大黒島鳥獣保護区	107	107	集団繁殖地	H24.10.1～H44.9.30	H24.9.28 第139号	国指定
厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区	13,064	9,039	集団渡来地	H24.10.1～H44.9.30	H24.9.28 第137号	国指定
尾幌十条鳥獣保護区	387		森林鳥獣生息地	H17.10.1～H37.9.30	H17.9.30 第716号	道指定
厚岸鳥獣保護区	120	58	森林鳥獣生息地	H24.10.1～H36.9.30	H24.9.28 第586号	道指定
子野日鳥獣保護区	16		身近な鳥獣生息地	H23.10.1～H43.9.30	H23.9.30 第603号	道指定
尾幌特定猟具使用禁止区域	18			R1.10.1～R11.9.30	R1.9.27 第636号	道指定

〔ラムサール条約登録湿地〕

平成5年6月10日、汽水湖である厚岸湖とそれに流入する別寒辺牛川流域に広がる湿原の一部、合わせて7,587haが国設鳥獣保護区に指定され、そのうち、特別保護区の4,896haが国内6番目としてラムサール条約に登録され、更に平成17年11月1日に381haが追加登録され、現在では登録湿地面積は5,277haとなっています。

＊「ラムサール条約」：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が昭和46年にイランのラムサールという都市で採択されたことから、ラムサール条約と呼ばれています。この条約は、水鳥をはじめとする野生生物の生息地となっている湿原を国際的な協力のもと保護・保全し、賢明に利用すること（ワイズユース）を目的としています。



〔別寒辺牛川〕

別寒辺牛川は、根釧台地に源を発しラムサール条約登録湿地の別寒辺牛湿原を貫き、厚岸湖に注いでいます。

長さは、55.9kmで、国による「みどりの国勢調査」（第4回自然環境保全基礎調査：平成4年度実施）における全国の主要河川の調査では、最も人工工作物が少なく自然度の高い河川とされています。



別寒辺牛川

〔大黒島〕

大黒島は、床潭沖約4kmに浮かぶ周囲約6.0km、面積約1.08km²の無人島で、厚岸湾口に位置して自然の防波堤を形成しています。

「だいこく」という地名は、島の形が大黒天の頭のように見えるためといわれています。

昭和26年、厚岸灯台（明治23年11月25日初点灯）を含む島の南西部約12ha（全島面積の約11%）が、海鳥の繁殖地として国の天然記念物に、また、昭和39年に道立自然公園として、さらに昭和41年には全島が特別鳥獣保護区に指定されました。コシジロウミツバメ、オオセグロカモメ、ウミウなど多数の海鳥が生息し、また、島の周辺は、コンブや魚介類の宝庫で、ゼニガタアザラシの貴重な生息地としても知られています。



大黒島

〔原生花園・あやめヶ原〕

厚岸町の市街地から12kmの位置にあり、ダケカンバの林を抜けると、太平洋に突き出た高台に美しい草原が広がっています。

5月から10月まで120種余りの草花が次々と咲き誇り、中でも6月下旬から7月上旬にかけて咲く約30万株の原生のヒオウギアヤメは国内最大級となっています。



あやめヶ原

〔アッケシソウ〕

アカザ科の1年草。広く、ヨーロッパ北部、アジア東部、北アメリカなどに分布し、特に海岸の塩湿地や塩湖に生息しています。20cmほどの植物で、ふだんは緑色をしていますが、秋には茎があざやかな紅色になります。

1891年に厚岸湖で発見されたことから、アッケシの名が和名に付けられています。町内では、厚岸湖岸に点々と分布しており、特に、金田崎地区で比較的多くの群落が確認されています。



アッケシソウ

【みどりの保全】

厚岸町の土地総面積73,926haのうち、森林は42,513haで約57.5%を占め、国有林37.5%、道有林18.0%、町有林11.0%、私有林33.5%となっています。

そのうち、カラマツ、トドマツを主体とした人工林の面積は、16,628haで人工林率39.1%となっています。平成30年4月現在の町内の森林の内、無立木地は、941haあります。

森林には、私たちの生活に欠かすことのできない木材生産の場としての大切な役割に加え、近年、地球温暖化問題についての関心の高まりや心の豊かさを重視し、自然とのふれあいを大切にするなど人々の価値観・ライフスタイルが変化してきており、森林の持つ国土や環境の保全、水源のかん養、保健休養、風致景観など、公益的機能がこれまで以上に評価されてきています。

特に、厚岸町においては、土地形成からみて、森林の持つ機能は重要であり、水資源の確保などで生活を支える重要な資源となっています。

加えて基幹産業である水産業・酪農業の一次産業での良い環境での安全な食料生産により産業の振興を目指すものであり、河川周辺上流域における水源かん養を主体とする公益的機能の高い多様な森林造成のために、町有林については、持続的な森林管理を行っています。また、町民参加の森づくり事業として、平成12年度から町民の森造成事業を実施しており、毎年度約1haの町有林に広葉樹を植樹しています。

なお、厚岸町が、水源かん養、公益保全など公有化のために取得した山林等は、昭和56年度から平成30年度までに、1,401.26haに及びます。

森林現場では自然的条件に照らして林業経営に適さないことなどから、長年にわたり適正に管理されていない森林が存在しています。このため、町では国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用し、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的に進めます。

【厚岸町所有者別形態森林の現状】

(単位:面積ha、蓄積千立米メートル、割合%)

	土地面積	国有林	道有林	町有林	私有林	計	備考
面積	73,926	15,944	7,642	4,665	14,262	42,513	
割合	57.5	37.5	18.0	11.0	33.5	100	所有者割合
	[森林率]						
		国有林	道有林	町有林	私有林	計	備考
蓄積		1,811	1,553	561	1,567	5,492	
割合		33.0	28.3	10.2	28.5	100	

上記面積の内訳

(単位:ha)

	国有林	道有林	町有林	私有林	計	率
天然林	4,116	5,197	2,759	9,733	21,805	51.3
人工林	8,680	2,391	1,597	3,960	16,628	39.1
無立木地	9	54	309	569	941	2.2
その他	3,139	0	0	0	3,139	7.4
計	15,944	7,642	4,665	14,262	42,513	100

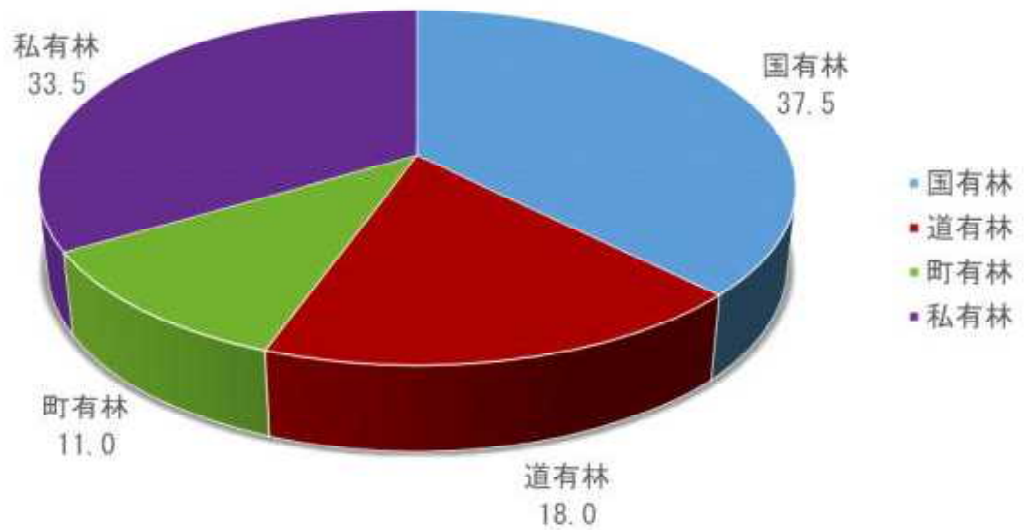
上記蓄積の内訳

(単位:千立米メートル)

	国有林	道有林	町有林	私有林	計
針葉樹	1,457	1,020	360	962	3,799
広葉樹	354	533	201	605	1,693
計	1,811	1,553	561	1,567	5,492

(資料:平成30年4月1日現在「北海道林業統計」)

森林面積の内訳（平成30年度）



（資料：平成30年4月1日現在「北海道林業統計」）

（単位：ha）

樹種	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
針葉樹	カラマツ							14.12	18.77	18.23	39.91	91.03
	トドマツ	2.90	27.52	7.20	22.61	16.64	11.03	7.31				95.21
	アカエゾ		0.48									0.48
	グイマツ		2.52									2.52
	グイマツ雑種F1			0.80								0.80
	小計	2.90	30.52	8.00	22.61	16.64	11.03	21.43	18.77	18.23	39.91	190.04
広葉樹	ミズナラ								1.20	0.49		1.69
	ヤチダモ	0.87	2.08						0.90	1.46		5.31
	ダケカンパ	0.56	1.07									1.63
	カツラ	0.56										0.56
	アオダモ								0.30			0.30
	小計	1.99	3.15	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.40	1.95	0.00	9.49
合計		4.89	33.67	8.00	22.61	16.64	11.03	21.43	21.17	20.18	39.91	199.53

〔厚岸町森林公有化の状況〕

区分	購入年度		購入目的	地目	筆数	用地		立 木		合計金額
	和暦	西暦				面積(ha)	購入金額(円)	材積(m3)	購入金額(円)	
町有林	H5	1993	湿原保全	原野	1	52.68	8,649,661	0.00	0	8,649,661
町有林	H5	1993	湿原保全	原野	1	28.13	4,619,307	0.00	0	4,619,307
町有林	H6	1994	公益保全林	山林	1	59.56	18,136,324	252.01	453,000	18,589,324
町有林	H6	1994	公益保全林	山林	9	21.98	6,529,002	237.20	2,609,726	9,138,728
町有林	H8	1996	地域環境保全林	山林	2	863.18	234,998,114	32534.61	25,595,000	260,593,114
水道課	S56	1981	水源かん養林	山林・原野	3	61.60	22,697,760	7232.00	40,249,932	62,947,692
水道課	S57	1982	水源かん養林	山林・原野	2	9.40	2,239,502	292.00	2,480,003	4,719,505
水道課	S60	1985	水源かん養林	原野	2	6.40	958,380	93.00	675,824	1,634,204
水道課	S61	1986	水源かん養林	原野	1	13.20	2,315,477	119.00	236,157	2,551,634
水道課	S62	1987	水源かん養林	山林	1	8.50	2,420,000	282.00	1,093,410	3,513,410
水道課	S63	1988	水源かん養林	山林	5	18.80	6,421,410	3152.00	12,209,030	18,630,440
水道課	H元	1989	水源かん養林	山林	1	8.20	3,116,150	1834.00	6,565,540	9,681,690
水道課	H2	1990	水源かん養林	山林・原野	2	18.30	5,269,375	2047.00	8,332,510	13,601,885
水道課	H3	1991	水源かん養林	山林・原野	3	13.60	1,667,125	347.00	820,666	2,487,791
水道課	H4	1992	水源かん養林	山林	1	3.40	858,750	59.00	142,140	1,000,890
町有林	H6	1993	水源かん養林	山林	5	76.90	21,836,000	4630.00	38,124,000	59,960,000
水道課	H9	1997	水源かん養林	原野	1	8.70	1,573,884	83.00	472,500	2,046,384
水道課	H10	1998	水源かん養林	原野	2	6.30	945,945	198.00	1,133,000	2,078,945
水道課	H11	1999	水源かん養林	原野	1	4.50	579,813	234.00	1,319,535	1,899,348
水道課	H12	2000	水源かん養林	山林	1	4.30	1,218,122	115.00	904,850	2,122,972
水道課	H13	2001	水源かん養林	山林・原野	2	4.20	914,592	265.00	1,467,480	2,382,072
水道課	H14	2002	水源かん養林	原野	1	5.10	1,182,867	392.00	614,000	1,796,867
水道課	H15	2003	水源かん養林	山林	1	2.10	575,532	2.00	82,091	657,623
水道課	H16	2004	水源かん養林	原野	1	2.30	534,898	276.00	535,500	1,070,398
水道課	H17	2005	水源かん養林	山林	1	2.20	526,344	82.00	118,650	644,994
水道課	H18	2006	水源かん養林	原野	2	1.97	533,034	124.00	59,850	592,884
水道課	H19	2007	水源かん養林	原野	1	1.05	282,825	45.00	22,050	304,875
水道課	H19	2007	水源かん養林	畑	1	0.60	178,176		(土地に含む)	178,176
水道課	H19	2007	水源かん養林	原野	1	1.60	395,850	70.00	25,305	421,155
水道課	H19	2007	水源かん養林	原野	1	1.70	446,050	147.00	53,760	499,810
水道課	H19	2007	水源かん養林	畑	1	0.40	90,950	141.00	52,185	143,135
水道課	H19	2007	水源かん養林	原野	1	0.70	189,650	62.00	22,050	211,700
水道課	H20	2008	水源かん養林	原野	1	0.22	56,975	7.00	19,950	76,925
水道課	H20	2008	水源かん養林	原野	1	2.02	506,125	97.00	294,000	800,125
水道課	H21	2009	水源かん養林	山林	1	3.19	765,601	102.60	234,150	999,751
水道課	H22	2010	水源かん養林	山林	1	3.35	805,959	98.50	193,200	999,159
水道課	H23	2011	水源かん養林	山林	1	1.95	469,009	98.40	299,250	768,259
水道課	H23	2011	水源かん養林	山林	1	3.62	868,791	104.80	338,100	1,206,891
水道課	H23	2011	水源かん養林	山林	1	0.23	55,416	6.40	土地の一部に含む	55,416
水道課	H23	2011	水源かん養林	山林	1	1.29	309,624	36.74	111,300	420,924
水道課	H23	2011	水源かん養林	山林	1	1.70	408,096	44.00	162,750	570,846
水道課	H24	2012	水源かん養林	山林	1	11.65	2,796,000	579.50	1,582,350	4,378,350
水道課	H24	2012	水源かん養林	山林	1	0.16	39,000	8.20	22,050	61,050
水道課	H25	2013	水源かん養林	原野	1	12.37	2,968,800	615.40	1,421,700	4,390,500
水道課	H26	2014	水源かん養林	山林	1	2.51	476,824	158.90	263,520	740,344
水道課	H26	2014	水源かん養林	山林	1	2.65	477,827	239.10	396,360	874,187
水道課	H26	2014	水源かん養林	原野	1	3.04	547,097	204.90	340,200	887,297
水道課	H26	2014	水源かん養林	原野	1	4.53	815,538			
水道課	H26	2014	水源かん養林	原野	1	0.15	26,550	300.60	498,960	1,341,048
水道課	H27	2015	水源かん養林	原野	1	1.88	376,225	172.00	362,149	738,374
水道課	H27	2015	水源かん養林	原野	1	6.73	1,345,634	521.40	1,098,007	2,443,641
水道課	H28	2016	水源かん養林	山林	1	1.94	408,257	68.70	157,356	565,613
水道課	H28	2016	水源かん養林	山林	1	1.81	379,917	165.40	378,724	758,641
水道課	H28	2016	水源かん養林	原野	1	5.46	1,256,051	211.90	485,259	1,741,310
水道課	H29	2017	水源かん養林	山林	1	9.81	2,059,546	576.80	1,458,540	3,518,086
水道課	H30	2018	水源かん養林	山林	1	5.18	1,088,508	377.10	902,880	1,991,388
水道課	H30	2018	水源かん養林	山林	1	1.47	309,751			
水道課	H30	2018	水源かん養林	山林	1	0.80	168,529	157.50	376,920	855,200
湿原保全のみ小計(A)					2	80.81	13,268,968	0	0	13,268,968
公益保全林・地域環境保全林小計(B)					12	944.72	259,663,440	33,023.82	28,657,726	288,321,166
水源かん養林のみ小計(C)					71	375.73	99,754,111	27,475.84	129,209,693	228,963,804
上記(A)+(B)計					14	1,025.53	272,932,408	33,023.82	28,657,726	301,590,134
合計					85	1,401.26	372,686,519	60,499.66	157,867,419	530,553,938

(5) 景観への配慮

〔景観と緑化〕

まちづくりの将来ビジョンや地域別のあるべき姿と整備方針、都市生活や経済活動を支える諸施設の計画などを定めた「都市計画マスタープラン」による地域の個性を生かした景観づくりを町民とともに推進することが必要です。

特に、厚岸町の豊かな自然の象徴である「厚岸湖・別寒辺牛湿原」はラムサール条約登録湿地に指定されており、人の生活環境を維持する機能等有益な存在となっており、町・町民・事業者が連携し厚岸湖や別寒辺牛湿原の清掃活動を行うことにより、ごみのない美しいまちづくりをすすめ、よりよい景観に配慮することが重要です。

幹線道路の緑化にあたっては、地域の気象的条件を考慮した樹種の選定をはじめ、道路構造や土地利用等を踏まえ、町民の理解と協力を得ながら、緑の量感のある街なみ景観づくりと植樹柵での花壇づくり等による花と緑のネットワークづくりが求められています。

〔公園と歴史的文化遺産〕

既存街区公園等では遊具及び公園柵の老朽化に伴い、修繕等を行っていますが、町民生活や町民ニーズも多様化しているため、今後の公園づくりにあたっては利用者である町民とともに地域の声を反映し協働で行う公園づくりが必要となってきます。

更に、既存公園のリニューアルや新規の公園づくりについては、厚岸町の各種まちづくり予算等を活用しながら、地域の人にやすらぎを与え、憩い・集い・楽しめる公園を地域の人たちとともに創ることが重要です。

厚岸町には、古くからの地域の環境を語り継ぐ貴重な財産である史跡をはじめとした文化財が多く残されています。

厚岸町の歴史や伝統を伝える環境を将来に引き継いでいくため、これらの景観保全と活用を図り、歴史的文化的な香りを感じるまちづくりを進めていくことが大切です。



【厚岸町内の指定文化財の状況】

指 定	種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
国	重要文化財	正行寺本堂	梅香 1 丁目	平成 4 年 1 月 21 日
国	重要文化財	蝦夷三官寺国泰寺関係資料	湾月 1 丁目（国泰寺内）	平成 17 年 6 月 9 日
国	史 跡	国泰寺跡	湾月 1 丁目ほか	昭和 48 年 10 月 29 日
国	天然記念物	大黒島海鳥繁殖地	大黒島	昭和 26 年 6 月 9 日
北海道	有形文化財	太田屯田兵屋	太田 2 の通り	昭和 49 年 2 月 28 日
北海道	史 跡	神岩チャシ跡及び竪穴群	神岩	昭和 41 年 7 月 7 日
北海道	天然記念物	厚岸床潭沼の緋鮒生息地	床潭	昭和 47 年 4 月 1 日
厚岸町	有形文化財	国泰寺什器書画古文書	湾月 1 丁目（国泰寺・郷土館内）	昭和 35 年 10 月 1 日
厚岸町	有形文化財	仏牙舍利塔	湾月 1 丁目（国泰寺境内）	昭和 35 年 10 月 1 日
厚岸町	有形文化財	太田屯田兵遺品	太田 5 の通り（太田屯田開拓記念館内）	昭和 35 年 10 月 1 日
厚岸町	有形文化財	池田家古文書	湾月 1 丁目（郷土館内）	昭和 42 年 10 月 1 日
厚岸町	有形文化財	太田西野家行のう帳	太田 1 の通り（西野宅）	昭和 42 年 10 月 1 日
厚岸町	有形文化財	厚岸湖牡蠣島弁天神社弁財天座像	厚岸湖牡蠣島 16 号島（弁天神社内）	昭和 53 年 11 月 27 日
厚岸町	有形文化財	鹿島稻荷神社祭神御堂	若竹 3 丁目（鹿島稻荷神社内）	昭和 53 年 11 月 27 日
厚岸町	有形文化財	蝦夷錦	松葉 4 丁目（池田宅）	平成 17 年 1 月 27 日
厚岸町	無形文化財	厚岸かぐら	糸魚沢	昭和 53 年 11 月 27 日
厚岸町	史 跡	お供山チャシ跡群	御供	昭和 35 年 10 月 1 日
厚岸町	史 跡	チカラコタン竪穴群	奔渡 7 丁目	昭和 53 年 11 月 27 日
厚岸町	史 跡	ホロニタイ竪穴群	別寒辺牛 1 2	昭和 53 年 11 月 27 日
厚岸町	史 跡	筑紫恋入口竪穴群	筑紫恋 1 2 9	昭和 53 年 11 月 27 日
厚岸町	史 跡	筑紫恋チャシ跡	床潭 3 5 0	昭和 53 年 11 月 27 日
厚岸町	天然記念物	色古丹松	湾月 1 丁目（国泰寺境内）	昭和 35 年 10 月 1 日
厚岸町	天然記念物	老桜樹	湾月 1 丁目（国泰寺境内）	昭和 35 年 10 月 1 日
厚岸町	天然記念物	逆水松	御供	昭和 35 年 10 月 1 日
厚岸町	天然記念物	太田屯田の赤松	太田 1 の通り～5 の通り	昭和 42 年 10 月 1 日
厚岸町	天然記念物	太田屯田の桑並木	太田 5 の通り	昭和 42 年 10 月 1 日

(6) 水資源・廃棄物・エネルギー

〔上水道（水道水源）の現状〕

厚岸町の上水道の給水状況は、給水人口が8,447人、給水戸数が5,157戸、給水能力が6,000 m³/日となっており、主な水源は、ホマカイ川、オッポロ川で、その流域は標茶町に及んでいます。

水源の水質状況については、水質汚濁の原因として降雨に伴う色度、濁度などの自然汚濁と家畜排泄物に由来する有機汚濁があります。特に融雪期や降雨後の原水水質悪化時には流域環境の影響を受け、有機物、臭気、アンモニア性窒素等への対応が必要になることがあり、これらは、粉末活性炭処理と中間塩素処理で対応しています。

厚岸町では、標茶町と「別寒辺牛川・ホマカイ川流域環境保全協議会」を組織し、水源流域における水質汚染事故防止パトロールや水質検査を定期的を実施して河川水の汚染監視をしています。また、森林の持つ公益的な機能による水質の維持・向上を図るため、水源かん養林の取得を計画的に進めています。

〔廃棄物の減量化とリサイクル〕

循環型社会形成に向けた取組みとして、国は、3 R【ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）】の推進など、国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策を政府全体で一体的に実行していくこととしています。また、令和7年度までに1人1日当たりのごみ排出量約850 g、一般廃棄物のリサイクル率を約28%にするという数値目標を掲げています。

厚岸町では、一般家庭から排出されるごみの平成29年度における1人1日当たりのごみ排出量は、1,067 g/人・日で全国平均と比較すると147 g/人・日上回っているため、ごみの発生・排出抑制の取り組みを促進していく必要があります。

平成29年度におけるリサイクル率は、26.7%と全国平均20.2%より高い水準を維持しているものの、平成26年度からはリサイクル率が下がってきている状況にあり、今後も資源を有効に利用するため、3 Rの取組みを充実する必要があります。

〔廃棄物の適正処理〕

廃棄物の適正処理は、生活環境の保全や公衆衛生の向上の観点から不可欠であり、今後も更に推進していく必要があります。

国内の廃棄物処理を取り巻く状況は変化しつつあります。

人口減少に伴って一般廃棄物の量は減少傾向にありますが、廃棄物の適正処理の担い手不足も生じています。

厚岸町では、町民や事業者に対して、ごみの分別表の配布や出前講座などを通じて、ごみの分別方法を周知するとともに、分別の指導を行い、廃棄物の適正処理を推進しています。

分別収集については、一般家庭から排出されるごみについて、平成8年度から全町で分別収集を開始し、現在では、6分類（①生ごみ、②燃やせるごみ、③燃やせないごみ、④資源

となるごみ、⑤有害なごみ、⑥粗大ごみ）19分別となっています。また、人口減少とともに年々ごみの排出量も減っていますが、1人1日当たりのごみ排出量は、依然として全国・全道平均より高い傾向が続いているため、ごみの発生・排出抑制の取り組みを促進していく必要があります。

資源ごみの収集については、平成4年度から缶類・びん類・新聞紙等を資源となるごみとして収集を開始し、平成7年度に「容器包装リサイクル法」が制定されたことを期に、平成9年度にペットボトル、平成12年度からは白色トレイを分別し、平成18年度からはプラスチックごみ（プラマークが有るもの）の分別を加えました。

平成20年度からは、プラマークがないプラスチックも資源となるごみとして分別し、紙類については新聞紙・雑誌・紙類と紙パック及び段ボールの3分別としたほか、新たに発泡スチロール、廃食用油、布類を加え、資源となるごみを14分別とし、資源化を行っています。また、生ごみについては、平成13年度から町施設で排出された生ごみを分別収集し、平成18年度からは町内飲食店等から排出される生ごみを順次収集し、厚岸町有機資源堆肥センターで堆肥化を行っています。

一般家庭における生ごみの処理は、平成4年度から生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）の購入費の一部助成を行い、また、平成5年度から23年度までは無償配布を進め、ごみの減量化と堆肥化による資源の有効利用を図っているほか、平成23年度に実施した生ごみ分別試験収集を経て、平成25年度から市街地地区において生ごみの分別収集を開始し、有機資源堆肥センターにおいて生ごみの堆肥化を進めています。

〔資源循環型ゼロエミッションの継続〕

厚岸町における第一次産業から発生する廃棄物処理の問題が重要な施策となり、漁業系、農業系廃棄物の処理を一元化して処理する施設として「厚岸町有機資源堆肥センター」が平成13年度に完成し、「資源循環ゼロエミッション型」のまちづくりを進めています。

〔廃棄物処理体制の確保〕

国の廃棄物処理施設整備計画では、将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化などについて示されています。

厚岸町では、昭和51年度から、可燃物、不燃物、粗大ごみの3種類による分別収集を開始するとともに、可燃物の焼却を行うためのごみ焼却処理場、不燃物の破碎や圧縮等の処理を行うための不燃物処理場を建設し、処理を行っています。

平成5年度には、管理型の一般廃棄物最終処分場が完成し、平成6年度から埋立を開始し、平成18年度に埋立を終了し、隣接地に一般廃棄物最終処分場第2期埋立地を建設し、現在も使用していますが、埋立残余量が残るわずかなことになっていることから、今後においても、ごみの発生抑制や再生利用に努め、最終処分場の延命化を図ることが必要です。

このため、令和6年4月から釧路市が新たに整備する最終処分場で広域処理により、不燃物の埋立処分を行うこととしています。

平成19年度には、リサイクルセンターを建設し、プラスチックごみや発泡スチロールの減

容機をそれぞれ導入し、リサイクルを推進してきました。

ごみ焼却処理場は、建設から44年が経過し施設も老朽化していることから、令和2年4月に釧路広域連合に加入し、令和3年4月から釧路広域連合清掃工場で可燃物の焼却処理を行います。

なお、缶類やびん類の資源化を行う不燃物処理施設について、建設から44年を経過し施設や処理設備が老朽化していることから、代替施設となる新たなリサイクルセンターの建設を計画します。

〔自然の番人宣言〕

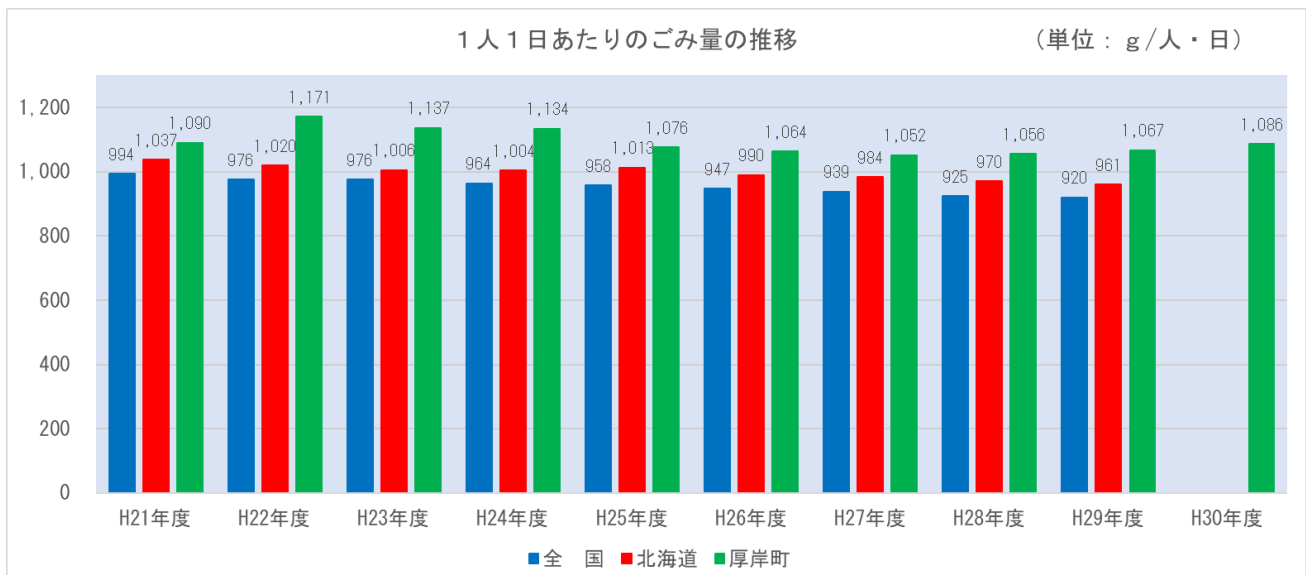
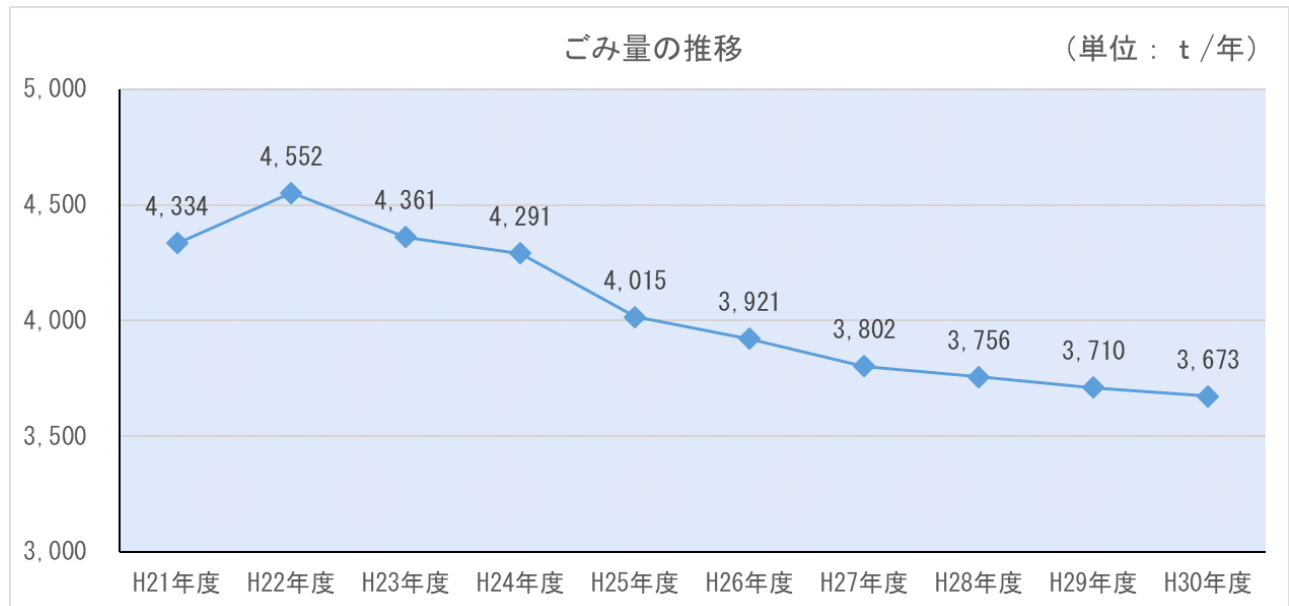
釧路管内の市町村は、釧路湿原国立公園をはじめとした自然が豊かであり、美しい自然環境に恵まれています。ごみの不法投棄やポイ捨てが依然として後を絶たないため、管内の住民全てが「自然の番人」となる「協同宣言」が、平成18年4月1日から宣言され、連携して不法投棄防止への行動をしています。

【一般廃棄物処理の経過】

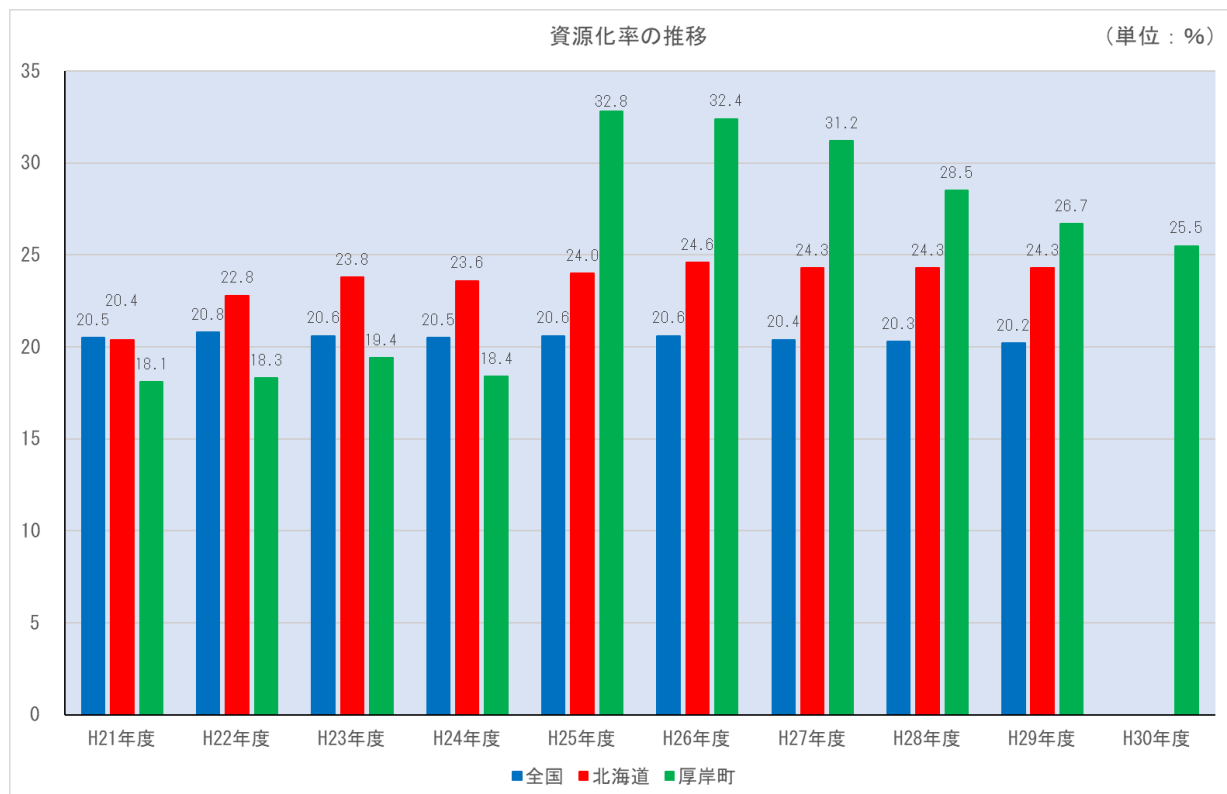
年 月	沿 革	備 考	手数料に関すること
昭和48年度	塵芥処理業委託開始		
昭和51年 7 月	3 分類（可燃・不燃・粗大）の収集開始		
昭和51年11月	ごみ焼却処理場、不燃物処理場完成		
昭和52年 4 月	ごみ焼却処理場焼却開始		清掃手数料の賦課を開始 （世帯割3,000円、人頭割1,440円）
昭和62年 7 月	ごみ焼却処理場運転業務委託開始		
平成 4 年 4 月	資源ごみ分別収集開始	アルミ、スチールほか	
平成 6 年 4 月	最終処分場埋立開始		平成 8 年 4 月～ 清掃手数料に消費税 3 %加わる。 農村地区の清掃手数料の賦課を開始 （世帯割2,280円、人頭割1,100円。収集回数により市街地と異なる。）
平成 9 年 4 月	ペットボトル収集開始	資源ごみ	
平成12年 1 月	油圧ショベル・自走式破砕機導入	最終処分場	
平成12年 4 月	白色トレイ収集開始	資源ごみ	
平成13年 4 月	小売業者及び製造業者等による家電 4 品目の引き取り開始	家電 4 品目：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	
	堆肥センターへの生ごみ搬入開始	開始当初：町施設 4 箇所	平成10年 4 月～ 清掃手数料改定（年度内の世帯人員変更による金額変更をしないため。） 市街地 （世帯割2,400円、人頭割1,440円） 山間地域 （世帯割1,800円、人頭割1,100円）
平成13年12月	ごみ焼却処理場改修工事完成	ダイオキシン類対策	
	不燃物処理施設増築工事完成		
平成18年 3 月	最終処分場第 2 期埋立地完成		平成16年 4 月～ 一般廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）改訂 家庭系事業系、持込分とも45%増額 口座振替制度導入
平成18年 5 月	プラスチックごみ分別収集開始	ブラマークあり	
	古布リサイクル開始	町内 2 箇所（役場・情報館）に回収箱設置	
平成18年 9 月	最終処分場埋立終了		
平成18年10月	最終処分場第 2 期埋立地埋立開始		
平成19年 3 月	最終処分場閉鎖工事完了		
	ごみ焼却処理場改修工事完了	排ガス設備	
平成19年10月	一時保管施設完成		
平成19年12月	厚岸町リサイクルセンター完成		
	プラスチックごみ圧縮梱包機導入	リサイクルセンター内	
平成20年 2 月	発泡スチロール減容機導入	リサイクルセンター内	
平成20年 4 月	新分別収集開始	資源となるごみを14分類へ変更	
	不適正なごみの排出に対する注意票使用開始	イエローカード（注意のみ）	
平成20年 6 月	不適正なごみの排出に対する警告票使用開始	レッドカード（収集しない）	
平成20年11月	1 号焼却炉全面補修工事完成		
平成20年12月	汚水処理施設回転円盤補修工事完成		
平成21年11月	2 号焼却炉全面補修工事完成		
平成23年 5 月	生ごみ分別試験収集開始	山の手地区（平成24年 3 月まで）	
平成25年 4 月	生ごみ分別収集開始		
平成26年10月	紙類として収集できる紙の大きさを変更		
平成28年 4 月	スプレー缶やカセットボンベの穴開け不要による回収開始		

【ごみ処理の状況】

年度		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
ごみ量(t)		4,334	4,552	4,361	4,291	4,015	3,921	3,802	3,756	3,710	3,673
人口(人)		10,894	10,654	10,510	10,364	10,226	10,100	9,907	9,741	9,524	9,265
1人1日 あたりの ごみ量 (g/人日)	全 国	994	976	976	964	958	947	939	925	920	－
	北海道	1,037	1,020	1,006	1,004	1,013	990	984	970	961	－
	厚岸町	1,090	1,171	1,137	1,134	1,076	1,064	1,052	1,056	1,067	1,086

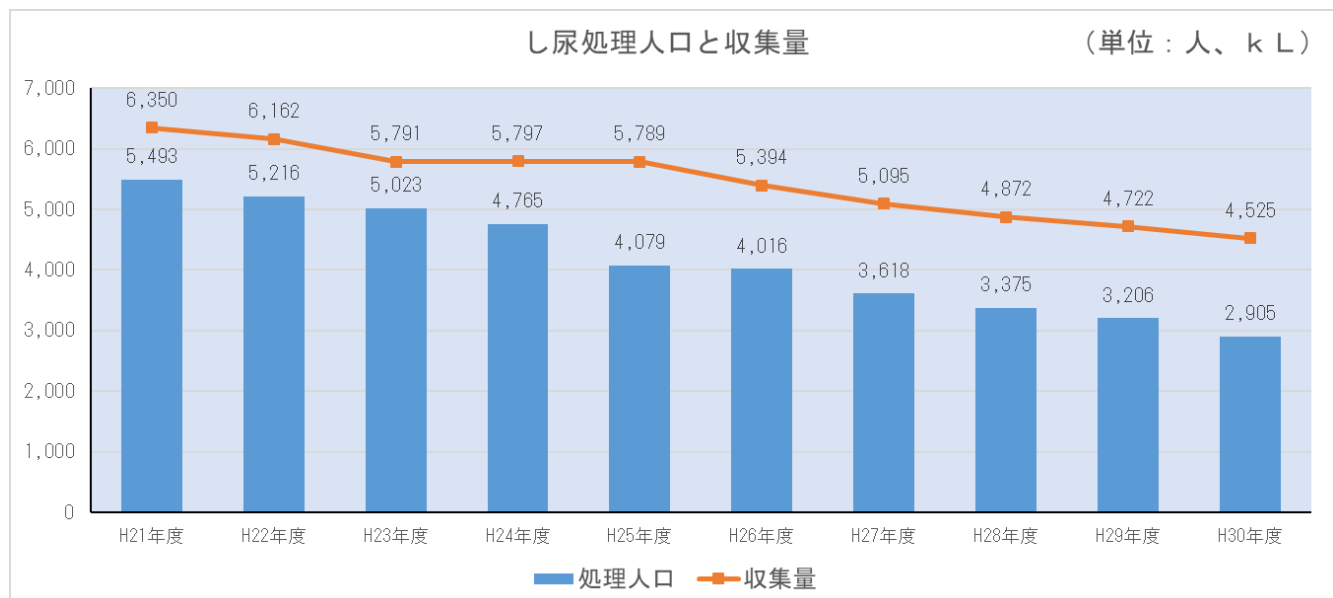


【資源化率】



※資源化率＝（直接資源化量＋中間処理に伴う資源化量＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）

【し尿処理の状況】



〔エネルギーの有効利用〕

エネルギーと私たちの生活は密接な関係にあります。エネルギーは供給から消費の過程で様々な環境への負荷を与えています。

このため、町民一人ひとりが節電に心がけるなど、省エネルギーについて考えるとともに、環境への負荷の軽減に向けた取組が重要となっています。



(7) 環境教育・環境学習

環境教育・環境学習は、広く町民全体を対象として実施するものですが、特に、環境保全のための取組に重要な役割を担う人や次世代を担う年齢層に対して重点的に実施します。

厚岸町の豊かな自然環境を守り育てる意識や態度の育成を目指し、教育活動全体を通して体験的に学ぶことが大切であり、特に「学校版厚岸町環境マネジメントシステム（学校版厚岸町EMS）」は、その取組の充実を図るとともに、全小中学校で実施しなければならない事項です。

自然とふれあうことにより、自分たちの行動と環境とのかかわりを考え、目標設定や取組方も自分たちに合った方法を考え実施することが必要です。

そして、その取り組みを家庭や近所の人たちにも広げていき、みんなで環境問題に取り組むことも大切です。

これらの環境を大切にする心・活用への発想力が育成され、環境保全に対する意識を向上させるためには、環境教育、環境学習の充実が求められています。



学校版厚岸町環境マネジメントシステム認定書交付式

第4章 めざす環境の姿と施策の基本方針

第4章 めざす環境の姿と施策の基本方針

1 めざす環境の姿

厚岸町は、有史以来、厚岸湖・湾などの水辺を中心とした豊かな自然とともに人々の暮らしが培われ、産業が発展し、社会・文化が形成されてきました。

恵まれた自然に依存して発展してきた産業や人々の暮らしは、良好な自然環境なくして成り立ちません。

厚岸町の基幹産業である漁業と酪農業は、自然環境を保全してはじめて成立する産業であり、これらを振興し、地域を活性化するためには、環境への負荷低減など積極的な環境保全を行う必要があります。

特に、ラムサール条約登録湿地としてその価値が認められている厚岸湖・別寒辺牛湿原などの豊かな自然を世界に誇ることでできる良好な環境のまま保全し、子孫に継承していくことが私たちに課せられた最大の使命です。

しかし、現在、地球規模で地球温暖化が原因と考えられる異常気象や集中豪雨などによる自然災害が頻発しており、国内においても私たちの生活や産業、さらには自然生態系への影響が懸念されています。

このため、町ではその先導的な役割を担うため、概ね50年後の厚岸町における環境の姿を展望し、環境に関連する法令等の順守と身近な自然環境から地球環境まで視野に入れた環境施策を推進し、町民、事業者と協働で環境保全に取り組み、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会の実現を目指します。

めざす環境の姿は、第1期計画を継承し、『持続可能な産業と生活のために』とします。

2 施策の基本方針



(1) 産業と共存するまちづくり

漁業と酪農業を基幹産業とする厚岸町にとって、豊かな自然環境は町民共有の貴重な財産であり、厚岸町の発展を支える生産の基盤でもあります。

これらの自然環境を保全するとともに、環境への負荷の少ない事業活動により、産業との共存を進めます。

(2) 環境を保全するまちづくり

快適な環境をつくるために大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの公害の発生を防止するまちづくりを進めます。

(3) 良好な自然を生かすまちづくり

海・湖・川・森林を保全し生物の多様性や生態系など健全な自然環境とともに生活することを目標とします。

(4) 快適で住み良いまちづくり

快適な生活環境をつくるために、自然と調和した環境負荷の少ないまちづくりを進めるとともに、市街地においても自然を身近に感じられるような公園などの整備をはじめ厚岸湖・厚岸湾の水辺に憩いを感じることができる環境の整備を進めます。また、厚岸町は観光地であることも考慮し魅力のある景観の創出にも積極的に取り組みます。

(5) 資源やエネルギーを有効に利用するまちづくり

環境への負荷の少ないまちづくり及び温室効果ガス削減を進めるために省エネルギーや資源リサイクルを推進し循環型のまちづくりを進めます。また、環境への負荷を低減するために、さらなる廃棄物の減量化と資源化を進めます。

(6) 環境教育・環境学習を推進するまちづくり

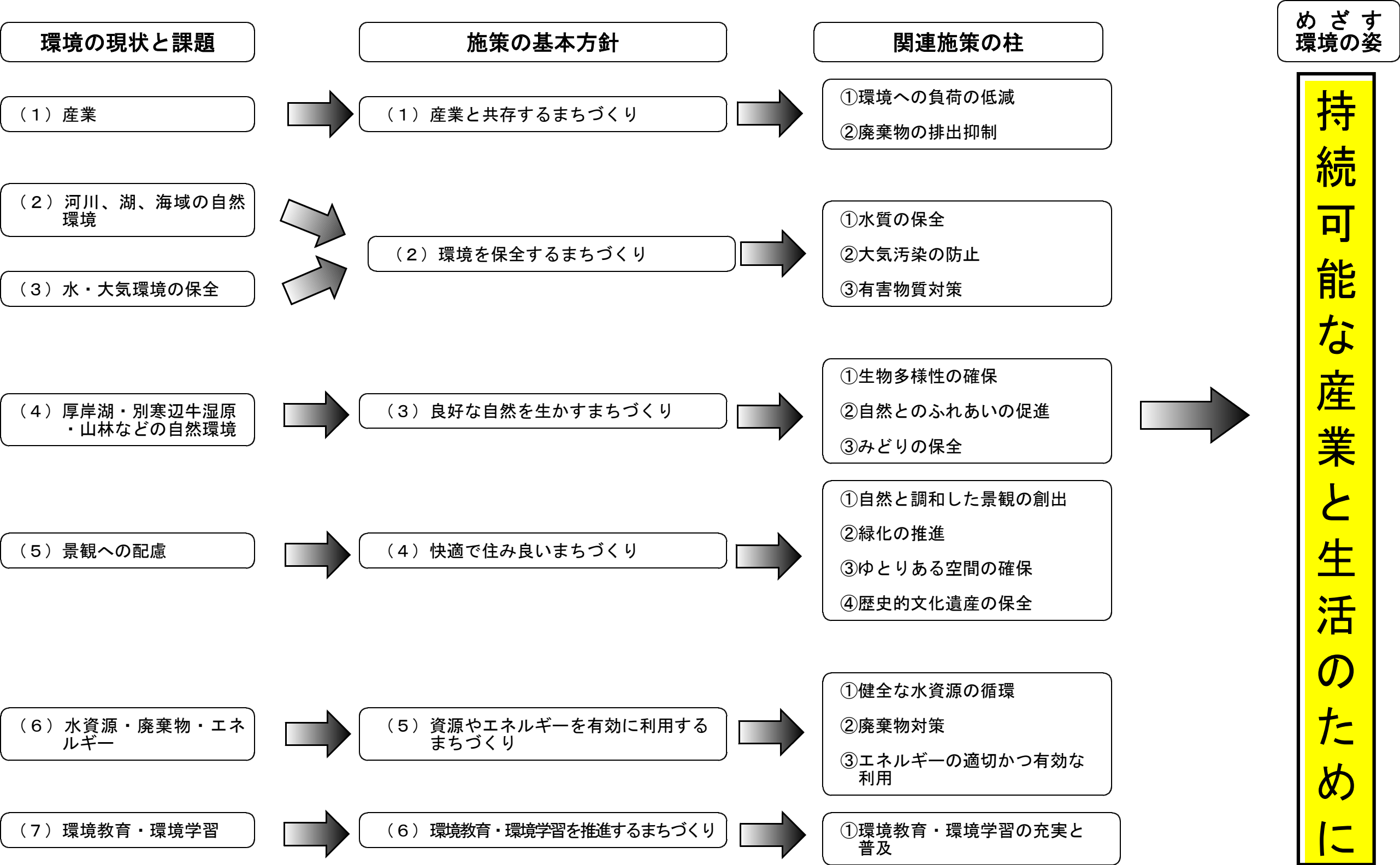
良好な環境を将来へと引き継ぐために、学校、家庭、地域、職場間などにおける環境教育を総合的に推進します。

第 5 章 基本的施策

第5章 基本的施策

1 施策の体系

「厚岸町環境基本計画」の施策体系図は、次に示すとおりです



2 施策の基本的方向と関連施策

(1) 産業と共存するまちづくり



① 環境への負荷低減

漁業と酪農が基幹産業である厚岸町は、周辺河川や海域等における環境負荷の低減が課題となっています。（環境への負荷とは、人の活動により環境に加えられる影響であり、環境の保全上支障の原因となるおそれがあるものをいいます。）

持続可能な産業のために、以下の事項に取り組んでいきます。

【環境に配慮した行動】

- A 土壌分析調査等による適正な草地管理を促進します。
- B 酪農地帯から流れ込む河川水質調査を実施します。
- C 小中学校と連携してふれあい酪農体験を実施します。
- D 家畜の衛生管理のため消毒体制の整備と自衛防疫の徹底を図ります。
- E 町営牧場は農薬や化学肥料の使用量を少なくし、有機資源堆肥センターの堆肥を利用して環境への負荷の少ない農業を実践します。
- F 厚岸湖・湾の自然環境に関する万全な保全体制を確立します。
- G 漁場にとっての湿地の役割に関する情報発信をします。
- H 持続的な一次産業を維持するため、水質等の環境を調査し適正な生産量の科学的解明に努めます。
- I 地域HACCPの取組みを徹底し、流通加工の徹底した品質管理システムを構築し、ブランド化の推進対策を漁協、流通、加工業者、町が一体となって推進します。
- J 事業活動に必要な原材料・中間製品などは環境に配慮したものを優先的に使用するよう啓発します。

② 廃棄物の排出抑制

【事業系廃棄物処理の適正化】

- K 牛ふん尿の適切な管理及び利用を促進し河川流出を防止します。
- L 牧草ラップフィルム、不用農機具等農業系廃棄物の処理適正化を促進します。
- M 環境景観に配慮して、農業系廃用施設の撤去を促進します。
- N ヒトデ、魚残滓、ウニ殻などの水産系有機性廃棄物を有機資源堆肥センターで一元的な堆肥化活用を促進します。
- O 漁具等（発砲スチロール製断熱箱・浮き球など）の水産系廃棄物の処理の適正化を促進します。
- P 菌床センターから排出される廃菌床は、有機資源堆肥センターで堆肥化します。

(2) 環境を保全するまちづくり



① 水質の保全

水質汚濁の主な原因としては、下水道未整備地域に立地する事業場等からの排水のほか、家畜排せつ物の不適切な処理などがあげられます。

これらの発生源に対する対策を中心に、以下の事項に取り組んでいきます。

【水質調査】

- A 厚岸湖や厚岸湾の継続的な水質調査を行い、汚染状況の把握と汚濁の防止に努めます。
- B 定期的な厚岸湖・河川などの環境水質調査による水質の監視と指導を進め、良好な水質の確保に努めます。
- C 水道水源であるホマカイ川の定期的な水質調査を行い、安心して飲める水の確保に努めます。
- D 融雪期や凍結期または降雨後に上流河川の水質調査を実施し、家畜排せつ物の不適切な処理による影響等を監視します。
- E 水環境に関する情報を共有します。

【事業場等に対する規制及び改善指導】

- F 法令等に基づく事業場に対する立ち入り検査を実施するなど、事業場への規制・指導を継続的に進めるとともに、処理施設の計画的で適切な維持管理及び指導を進めます。
- G 海上や岸壁からのパトロールを実施し、油流出事故や工場排水の監視を進めます。

【生活排水対策】

- H 町内全域における快適な生活環境を創出するため、地域に合った生活排水処理対策の促進を図ります。
- I 下水道で整備する予定の区域においては、未整備地域の接続意向をふまえながら下水道管の整備を行い、下水道処理区域内においては、水洗化等改造工事に係る助成制度を周知し、町民の理解と協力を得ながら水洗化を促進します。
- J 下水道区域外の住民に対しては、合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、合併処理浄化槽設置費補助金について周知の徹底に努めます。
- K せっけん購入助成を支援し、脱合成洗剤による有害物質の排出の軽減を図ります。
- L 町有施設で使用する洗剤は可能な限りせっけんを使用します。

【公害防止協定】

- M ゴルフ場内の農薬使用に伴う公害未然防止のため協定を結び履行します。

② 大気汚染の防止

大気汚染の主な発生源としては、自動車からの排出ガス、工場や事業場等の焼却施設などからの煙などがあげられます。

これらの発生源に対する対策を中心に、以下の事項に取り組んでいきます。

【自動車の適正な使用の推進】

- N アイドリングストップなど、排出ガスと燃料消費を抑えるよう推進・啓発します。
- O 車両の適切な整備、点検をするよう推進・啓発します。
- P 低公害車の利用・普及に努めます。

【大気汚染の低減】

- Q 法令により使用が禁止されている簡易焼却炉での焼却や野焼きをしないよう啓発、指導を行っていきます。
- R ばい煙の適正処理に対する届出状況の確認や自主測定を実施します。
- S ばい煙発生施設や粉じん発生施設への法令等を遵守します。

③ 有害物質対策

人体や環境に対して大きな影響を及ぼすおそれのある重金属や化学物質は、大気、水などを通して地下水、土壌などに蓄積されやすく、こうした有害物質の適切な管理、監視が求められています。

特に、ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）などの有害化学物質と呼ばれるものは、非常に微量でも人体や環境に影響があり、厳密な管理や監視が求められています。

これらの物質について、情報の収集・提供を進めていきます。

【有害化学物質に関する情報の収集・提供】

- T 有害化学物質全般に対する国等の動向を注視するとともに、化学物質に関する情報の収集・提供を進めます。

(3) 良好な自然を生かすまちづくり



① 生物多様性の確保

生物の多様性は、生態系、種、個体群それぞれのレベルでの保全が求められています。このため、動植物の行動や生育分布状況の調査を進め、その結果に基づく環境の保全・創造を進めます。

【野生生物の状況の把握】

- A 厚岸湖・別寒辺牛湿原の動植物の行動・生育分布状況調査を実施し、保全すべき野生生物を把握します。
- B 公共工事は、野生動植物に配慮した取組を推進します。



厚岸湖岸のオオワシ

② 自然とのふれあいの促進

自然とのふれあいは、自然の仕組みを知り、自然保護に対する理解を深める上で重要であるとともに、心の豊かさといった面でも日常生活や余暇活動において重要なものとなっています。

人と自然との豊かなふれあいが保たれ、互いが共存できるような取組を進めていきます。

【自然とのふれあいの場・機会の確保】

- C 厚岸湖・別寒辺牛湿原等の学術研究制度の活用を図ります。
- D ラムサール条約締結国及び国内登録湿地等の資料を収集します。
- E ラムサール条約登録湿地関係市町村との情報交換をします。
- F 自然観察会、自然素材の体験工作会を開催します。
- G 「やちっこクラブ」の活動を継続します。
- H 水鳥観察館では自然に関する資料の充実や、各市町村の関連施設との連携による鳥の渡りなどの情報交換に努めます。
- I カヌー利用者へのマナーの啓発に努めます。



やちっこクラブ



別寒辺牛湿原

③ みどりの保全

【森林の多様な自然環境の保全と回復】

- J 造林植栽や複層林を積極的に促進します。
- K 間伐材など保育事業を実施します。
- L 長伐期施業を基本とした森林整備を推進します。
- M 民有林の造林・育林など森林整備を推進します。
- N 森林保護農薬使用低減のため、野鼠駆除剤の町有林への散布を禁止します。
- O 造林未済地を解消します。
- P 植林地・農地・草原などの詳細な状況を把握します。
- Q 森林の持つ公益的機能を充分発揮できる森林整備・管理を国有林や道有林と連携して行います。

【河畔林造成の推進】

- R 河畔林の造成を推進します。

【町民参加による森林づくり】

- S 町民の森造成事業等による森林づくりを推進します。



厚岸「町民の森」造成植樹祭

(4) 快適で住み良いまちづくり



① 自然と調和した景観の創出

【地域の個性を生かした景観づくり】

- A 住民参加を図りながら、都市づくりの将来ビジョンや地域別のあるべき姿と整備方針、都市生活や経済活動を支える諸施設の計画などを定めた「都市計画マスタープラン」による快適で秩序ある都市づくりの推進に努めます。

【町民参加による景観づくり】

- B 厚岸町クリーン作戦等、町民参加による美化運動や花のあるまちづくり事業による環境美化を推進します。



厚岸町クリーン作戦

② 緑化の推進

【公共施設等における緑化の推進】

- C 沿道の花や街路樹の植栽を推進します。
D 美観と安全性に配慮した快適な道路づくりを推進します。
E 農場看板周辺の花壇整備を促進します。

③ ゆとりある空間の確保

【公園・緑地等の整備】

- F 既存公園を利用した町民参加型への改修整備に努めます。
G やすらぎを与え、憩い・集い・楽しめる公園づくりを町民とともに推進します。

【地域の環境づくりの促進】

- H 自治会単位での清掃活動、花壇づくりなど、地域の住民が共同して行う地域の環境づくりを促進します。

④ 生物の多様性の確保

厚岸町内に生息、生育する特定外来生物の防除に努めます。

【特定外来生物の防除】

- I 特定外来生物の情報発信と防除計画を行います。
- J 他市町村からの情報を集め、研究を行います。
- K 希少生物の生息地や地域特有の生物相を有する地域については、分布調査を行い、その状況に応じて防除を行います。

⑤ 歴史的文化遺産の保全

厚岸町には、古くからの地域の環境を語り継ぐ貴重な財産である史跡をはじめとした文化財が残されています。

厚岸町の歴史や伝統を伝える環境を将来に引き継いでいくため、これらの保全と活用を図り、歴史的文化的な香りを感じるまちづくりを進めていきます。

【文化財の保全・活用】

- L 重要文化財「正行寺本堂」などの文化財の適正な保護と保存に努めます。
- M 埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財包蔵地の周知を図り、理解と協力を得ながら保全に努めます。
- N 史跡「国泰寺跡」の整備事業の推進に努め、文化財の適切な管理を図ります。



重要文化財「正行寺本堂」



史跡「国泰寺跡」

(5) 資源やエネルギーを有効に利用するまちづくり

資源やエネルギーの消費をできるだけ少なくし、環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、水資源の循環と廃棄物の排出抑制を基本とした取組を進めるとともに、資源の循環的利用、廃棄物の処理の適正化及びエネルギーの適切かつ有効な利用を進めていきます。



① 健全な水資源の循環

大気－地中－河川・海を大きく循環している水は、私たちの生活における水資源として重要であるとともに、河川環境や野生生物の生息・生育などにも大きく関わっています。

健全な水の循環が保たれるよう取組を進めていきます。

【水源かん養林の確保】

- A 河川流量の調整や水質の浄化など、森林のもつ公益的な機能の維持・向上を図るため、水源かん養林の計画的な取得を推進します。

【節水の推進】

- B 節水に関する意識の向上を図ります。

【安全な水の確保】

- C 法令に基づく水質検査を実施します。
- D 水質管理目標設定項目のうち、農業類項目に係る農薬の自主検査を実施します。
- E 取水口等の点検を行い水源の管理をします。
- F 水質に応じた臭気、アンモニア性窒素の高度適正な処理をします。
- G 水質異常に備え、事前体制の確立を図ります。
- H 飲用井戸、小規模貯水槽水道の適正な管理の指導をします。



取水場

② 廃棄物対策

【排出抑制の推進】

- I 家庭などの生ごみの発生・排出量を抑制し減量化するため、家庭用コンポスト容器等の普及を促進します。
- J 町民に対し、使い捨て抑制について啓発を進めます。
- K ごみの排出量を極力少なくするため、販売業者や消費者などに対して、過剰包装の自粛を促進します。
- L 分別基準表を活用し、適切なごみの分別に関する周知の徹底に努めます。

【廃棄物収集・処理の適正化】

- M 分別については徹底を図り、廃棄物の再生利用の推進、処分量の低減を図ります。
- N 生ごみは、有機資源堆肥センターで処理し、可燃ごみの減量化を図ります。
- O 家電4品目の適正な処分を促進します。

【啓発事業の推進】

- P 事業者に対し、廃棄物の減量化に努めるよう指導します。
- Q 自然の番人宣言に基づき、環境教育の充実や不法投棄への指導強化を推進します。

③ エネルギーの適切かつ有効な利用

エネルギーは私たちの生活、産業活動において欠かせないものとなっていますが、エネルギー消費の増加により、地域の大気環境や地球環境などに大きな影響を与えているといわれ、その消費を抑え、有効に利用することが求められています。

【エネルギーの適切な管理】

- R 公共施設の省エネルギーを推進します。
- S 町民・事業者への省エネルギー意識・行動の啓発を進め、取り組みを促します。
- T 省エネルギーに関する融資制度や省エネルギー型機器など、省エネルギーに関する情報収集と提供を進めます。
- U 未使用木材を活用した木質バイオマスや家畜ふん尿などによるバイオマスエネルギーなど、有機性資源の有効利用について検討します。
- V 個人住宅への太陽光発電システム設置支援の継続や、町有施設への太陽光発電システム導入の検討など、自然環境を活かした環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用促進に努めます。

(6) 環境教育・環境学習を推進するまちづくり



① 環境教育・環境学習の充実と普及

【環境教育の充実】

- A 環境保全活動の推進を図るため学校版厚岸町環境マネジメントシステム（学校版厚岸町EMS）を継続します。
- B 生涯学習における環境学習を推進するほか、学習教材の配布を行います。

【地域活動の促進】

- C 町内小中学校及び高等学校が行う環境美化保全運動に物品等を支給します。

【人材の活用】

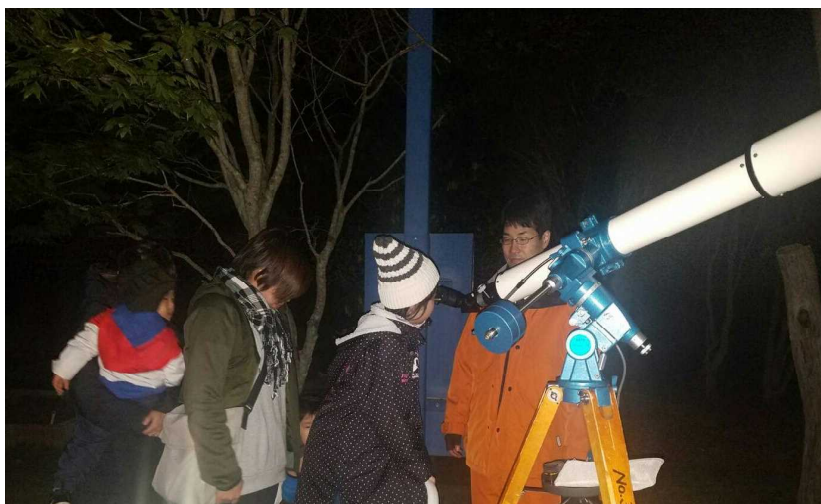
- D 環境分野の専門家、環境学習の実践者、町職員を講師としての環境出前教室を行います。

【環境学習の機会・啓発事業】

- E 環境教育パネル展、ECO作品展、環境講演会等を開催します。
- F 自然観察会やほしぞら教室を開催し、自然と触れあえる機会を提供します。
- G 水鳥観察館、海事記念館などの展示や活動内容の充実を図ります。

【普及・啓発事業の推進】

- H 森林環境譲与税の活用により、木育の推進や地域材の利用促進に努め、木材の親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや、利用の意義を知ってもらう機会を提供します。



ほしぞら教室

3 環境定量目標(令和11年度までの目標)

環境目標	目標値	データ項目等
下水道普及率	80.0%	- 平成30年度普及率：76.2% - 北海道91.2%（H30）、全国79.3%（H30） - 処理区域内人口 7,061人（H30）→ 5,970人（R11）（都市計画区域内の予定処理区域内人口） - 行政区域内人口 9,265人（H30）→ 7,463人（R11）（町の公共下水道事業計画MIS事業計画値）
下水道水洗化率	81.3%	- 平成30年度水洗化率：78.8% - 北海道97.0%（H28）、全国94.4%（H28） - 水洗化人口 （H30）5,562人（2,654戸）→（R11）4,854人（2,316戸） - 処理区域内人口 7,061人（H30）→ 5,970人（R11） ※公共下水道処理区域内及び計画処理区域内
汚水処理普及率	88.3%	- 汚水処理普及率とは、公共下水道処理区域内人口とそれ以外の汚水処理人口（合併処理浄化槽人口）を行政人口で除した割合として算定 - 平成30年度汚水処理普及率：80.0% - 北海道95.5%（H30）、全国91.4%（H30） - 汚水処理人口 7,409人（H30）→ 6,593人（R11） （公共下水道処理区域内人口+合併処理浄化槽人口） （7,061人+348人 H30）→（5,970人+623人 R11） - 行政区域内人口 9,265人（H30）→ 7,463人（R11） （町の生活排水処理基本計画計画値）
河畔林造成を推進する	毎年造成	- 身近な自然環境と産業との調和を図り、水辺環境の保全と利用をとおして、森林や農地並びに水辺などが有する公益的機能の維持増進と自然と共生した豊かな地域づくりを目指し、必要可能な草地等の調査を行い、毎年、河畔林造成を推進します。 ※水質浄化などの様々な生態学的機能を満たすために最低限必要といわれている川岸から幅30m以上の河畔林を造成します。川沿いに連続した林を確保することが水辺環境を守るうえからも大切で、ホマカイ川、大別川を中心に広葉樹主体の植樹を推進します。

環 境 目 標	目 標 値	デ ー タ 項 目 等
水源かん養林を計画的に取得する	毎年取得	・ 公益的機能の高い多様な森林造成のために、町河川の水源かん養林を毎年度10ha程度取得する。
一般廃棄物のリサイクル率	40.3%	・ リサイクルを徹底することにより、焼却負担の軽減や埋立処分量の減量となりごみ処理施設の延命化がはかられます。 ・ 平成30年度のリサイクル率25.5% 資源化量 約936t 北海道24.3% (H29)、全国20.2% (H29) ・ 令和11年度のリサイクル率 一般廃棄物排出量目標2,588 t の40.3%を目標値とする。 ・ 資源化量目標 1,044 t
一般廃棄物排出量	29.5% 削減	・ 排出量を削減することにより、焼却処理に係る経費の負担が軽減されます。 ・ 平成30年度一般廃棄物排出量 3,673 t ・ 令和11年度の目標 2,588 t → 1,085 t の削減
二酸化炭素排出量	26.0% 削減	・ 厚岸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）においては、自らの事務・事業によって排出される二酸化炭素の排出量を抑制することによって、環境保全に向けた「先行行動」として町職員一人ひとりが、その職務の執行に際し、目標値の達成のため積極的に取り組む項目です。 - 二酸化炭素排出目標：対平成25年度で26.0%削減 ・ 平成25年度 6,307 t CO2/年 ・ 令和12年度まで 4,667 t CO2/年 → 1,640 t CO2/年の削減 [参考] ガソリン使用量 15,385ℓの削減 灯 油 使 用 量 136,153ℓの削減 軽 油 使 用 量 65,304ℓの削減 A 重油使用量 374,733ℓの削減 電 気 使 用 量 4,517,813kwhの削減

環 境 目 標	目 標 値	デ ー タ 項 目 等
低公害車導入率	30%	・低公害車とは、一般には大気汚染物質の排出量や騒音が少ない自動車であり、厚岸町グリーン購入推進方針では①電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル車②ガソリン車は低排出ガス車認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合しているもの(注1)。省エネ法に基づき定められている平成32年度燃費基準値を達成しているもの(注2)。 ③ディーゼル車は、平成32年度燃費基準を達成している自動車(注2)で町の公用車が対象です。(特殊車両・オートバイを除く) ・平成30年度 町公用車88台中15台 ・令和11年度の町公用車目標25台 ※注1 低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示第103号)において改正があったときは、データ項目等は、改正後の要領と読み替えるものとする。 ※注2 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(平成16年国土交通省告示第61号)において改正があったときは、データ項目等は改正後の要領と読み替えるものとする。
住宅用太陽光発電システム設置助成件数	23件	・厚岸町住宅用太陽光発電システム設置奨励金の交付を受けて、太陽光発電システムを設置した件数 ・令和元年度奨励金交付件数 6件 ・前年度件数$\times 0.5 + 1$の増加を目標に設定

※数値で表せないものは、文言として表記した。

4 施策の連携

(1) みどりの循環構想

厚岸町では、ごみ対策と植林・植樹を一体的に結びつけて施策の展開を図るため「みどりの循環構想」と名付け以下のとおり実施しています。

【みどりの循環構想】とは

[ごみの分別・資源化等の現状]

厚岸町の一般家庭ごみは、生ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源となるごみ、粗大ごみ、有害ごみに分別収集していますが、今後も徹底した分別を町民に求め、ごみの減量化を図る必要があります。

分別収集された資源ごみは、売却により町の収入としています。

水産資源の宝庫である厚岸湖・厚岸湾の水質環境は、流入する別寒辺牛川、ホマカイ川、大別川の影響を受けていますが、その流域で酪農経営が行われており排出される牛ふん尿の処理が適正に行われていない場合、面源である草地、点源である牛舎周辺から河川へ流入する可能性を否定できません。

それを水際で防ぐ方策として河畔林の機能を向上させることは、森林・河川・湿原・厚岸湖・厚岸湾とつながる一体的な環境保全のために重要であり、森林整備を図る必要があります。

[環境政策を総合的・一元的に進める方策]

- ◆ごみが資源になり、その売り払い代が厚岸町の緑化事業等の環境保全施策の財源になることをPRし、ごみの分別の徹底を促進させ、ごみの減量化を図ります。
- ◆環境保全基金の積立財源を恒常的に確保します。
- ◆緑化事業等の環境保全施策の財源確保を図ります。

[具体的な手法]

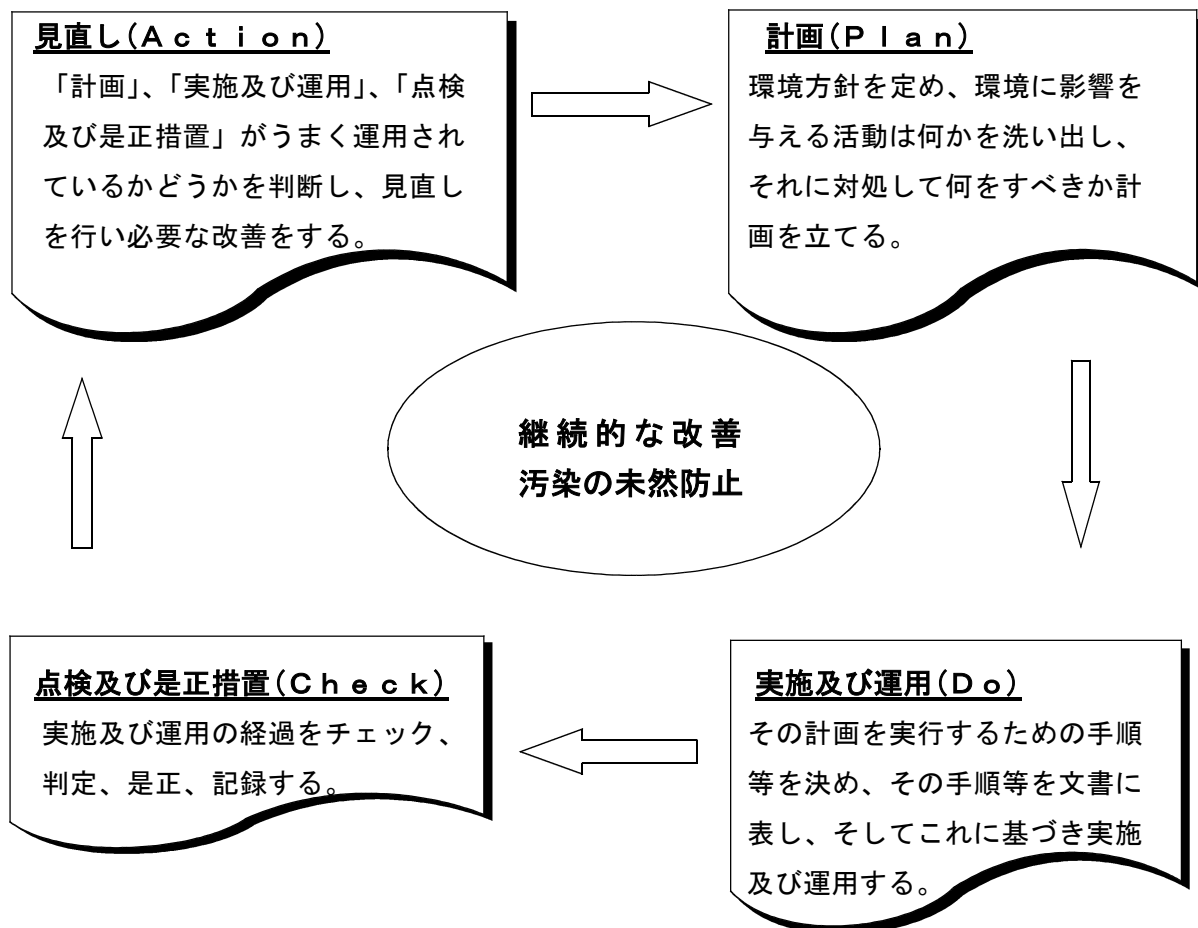
- ◆資源となるごみの売り払い代を財源として環境保全基金の積立を行います。
- ◆毎年、環境保全基金を財源として、次の事業を行います。
 - ① 厚岸町が行う環境への負荷の低減、環境保全活動に係る補助金
 - (1) 造林事業
 - (2) 公的森林整備事業
 - ② 厚岸町以外のものが行う環境への負荷の低減、環境保全活動に係る補助金
 - (1) 町民の森造成事業
 - (2) 別寒辺牛川・ホマカイ川流域環境保全協議会の河畔林造成事業

(2) 厚岸町環境マネジメントシステム（厚岸町EMS）

【厚岸町環境マネジメントシステム（厚岸町EMS）】とは

環境マネジメントシステム：Environmental Management Systemとは、一連のサイクル（下図参照）の繰り返しを継続して行う「仕組み・ルール」のことをいいます。

・・・環境マネジメントシステムモデル・・・



《この一連のサイクルをPDCAサイクルといいます。》

厚岸町の産業・経済が、第一次産業（漁業・酪農）に大きく依存しているため、環境政策に積極的に取り組まなければ、21世紀の存亡が危惧されるという危機感を持っており、そのためには、単なる個別施策として、環境問題に取り組むのではなく、環境に配慮する政策として総合的に行っていく必要があり、現在まで、取り組んできたそれぞれの個別施策、すなわち点と点の環境施策を線で結びトータルな環境政策として平成18年度から厚岸町環境マネジメントシステム（厚岸町EMS）で取り組んでいます。

第6章 町・町民・事業者の行動指針

第6章 町、町民、事業者の行動指針

(1) 産業と共存するまちづくり

施策の基本的方向	関 連 施 策		町 の 役 割	町 民 の 役 割	事 業 者 の 役 割
①環境への負荷低減	環境に配慮した行動	A	土壌分析調査等による適正な草地管理を促進します		適正な草地管理に努めます
		B	酪農地帯から流れ込む河川水質調査を実施します		関係機関と協力して調査を実施します
		C	小中学校と連携してふれあい酪農体験を実施します		酪農体験の場・機会を提供します
		D	家畜の衛生管理のため消毒体制の整備と自衛防疫の徹底を図ります		自衛防疫体制の強化に努めます
		E	町営牧場は農薬や化学肥料の使用量を少なくし、有機資源堆肥センターの堆肥を利用して環境への負荷の少ない農業を実践します		
		F	厚岸湖・湾の自然環境に関する万全な保全体制を確立します		関係機関と協力して調査するとともに、観測・情報発信に努めます
		G	漁場にとっての湿地の役割に関する情報発信をします		情報を活用します
		H	持続的な一次産業を維持するため、水質等の環境を調査し適正な生産量の科学的解明に努めます		一次産業における適正な生産量を考慮し、持続的な利用をすすめます
		I	地域H A C C Pの取組みを徹底し、流通加工の徹底した品質管理システムを構築し、ブランド化の推進対策を漁協、流通、加工業者、町が一体となって推進します		食品の安全・安心及び高品質の提供に努めます
		J	事業活動に必要な原材料・中間製品などは環境に配慮したものを優先的に使用するよう啓発します		優先的に使用するよう努めます
②廃棄物の排出抑制	事業系廃棄物処理の適正化	K	牛ふん尿の適切な管理及び利用を促進し河川流出を防止します		適切な管理及び利用をします
		L	牧草ラップフィルム、不用農機具等農業系廃棄物の処理適正化を促進します		適正に処理することに努めます
		M	環境景観に配慮して農業系廃用施設の撤去を促進します		撤去することに努めます
		N	ヒトデ、魚残滓、ウニ殻などの水産系有機性廃棄物を有機資源堆肥センターで一元的な堆肥化活用を促進します		堆肥化活用に協力します
		O	漁具等（発泡スチロール製断熱箱・浮き球など）の水産系廃棄物の処理の適正化を促進します		関係機関と協力し適正に処理することに努めます
		P	菌床センターから排出される廃菌床は、有機資源堆肥センターで堆肥化します		適正に処理することに努めます

(2) 環境を保全するまちづくり

施策の基本的方向	関 連 施 策		町 の 役 割	町 民 の 役 割	事 業 者 の 役 割
①水質の保全	水質調査	A	厚岸湖や厚岸湾の継続的な水質調査を行い、汚染状況の把握と汚濁の防止に努めます		水質調査を実施します
		B	定期的な厚岸湖・河川などの環境水質調査による水質の監視と指導を進め、良好な水質の確保に努めます		
		C	水道水源であるホマカイ川の定期的な水質調査を行い、安心して飲める水の確保に努めます		
		D	融雪期や凍結期または降雨後に上流河川の水質調査を実施し、家畜排せつ物の不適切な処理による影響等を監視します		
		E	水環境に関する情報を共有します	情報を提供します	情報を提供します
	事業場等に対する規制及び改善指導	F	法令等に基づく事業場に対する立ち入り検査を実施するなど、事業場への規制・指導を継続的に進めるとともに、処理施設の計画的で適切な維持管理及び指導を進めます		排出基準の遵守に努めます
		G	海上や岸壁からのパトロールを実施し、油流出事故や工場排水の監視を進めます		油流出事故をなくし、工場排水を適正に処理します
	生活排水対策	H	町内全域における快適な生活環境を創出するため、地域に合った生活排水処理対策の促進を図ります	水洗化に努めます	水洗化に努め、水洗化の普及に協力します
		I	下水道で整備する予定の区域においては、未整備地域の接続意向を踏まえながら下水道管の整備を行い、下水道処理区域内においては、水洗化等改造工事に係る助成制度を周知し、町民の理解と協力を得ながら水洗化を促進します	水洗化に努めます	水洗化に努め、水洗化の普及に協力します
		J	下水道区域外の住民に対しては、合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、合併処理浄化槽設置費補助金について周知の徹底に努めます	合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めます	合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への普及に協力します
		K	せっけん購入助成を支援し、脱合成洗剤による有害物質の排出軽減を図ります	せっけんを使用するように努めます	せっけんを使用するように努めます
		L	町有施設で使用する洗剤は可能な限りせっけんを使用します		
	公害防止協定	M	ゴルフ場内の農薬使用に伴う公害未然防止のため協定を結び、履行します		協定書内容を遵守します
②大気汚染の防止	自動車の適正な使用の推進	N	アイドリングストップなど、排出ガスと燃料消費を抑えるよう推進・啓発します	アイドリングストップに努めます	アイドリングストップに努めます
		O	車両の適切な整備、点検をするよう推進・啓発します	車両の適切な整備、点検をするように努めます	車両の適切な整備、点検をするように努めます
		P	低公害車の利用・普及に努めます	低公害車の使用に努めます	業務用自動車の低公害車の導入に努めます
	大気汚染の低減	Q	法令により使用が禁止されている簡易焼却炉での焼却や野焼きをしないよう啓発、指導を行っていきます	廃棄物の不法焼却や野焼きはしません	廃棄物の不法焼却や野焼きはしません
		R	ばい煙の適正処理に対する届出状況の確認や自主測定を実施します		
		S	ばい煙発生施設や粉じん発生施設への法令等を遵守します		

施策の基本的方向	関 連 施 策		町 の 役 割	町 民 の 役 割	事 業 者 の 役 割
③有機物質対策	有害化学物質に関する情報の収集・提供	T	有害化学物質全般に対する国等の動向を注視するとともに、化学物質に関する情報の収集・提供を進めます		

(3) 良好な自然を生かすまちづくり

施策の基本的方向	関 連 施 策		町 の 役 割	町 民 の 役 割	事 業 者 の 役 割
①生物多様性の確保	野生生物の状況の把握	A	厚岸湖・別寒辺牛湿原の動植物の行動・生育分布状況調査を実施し、保全すべき野生生物を把握します		
		B	公共工事は、野生動植物に配慮した取組を推進します		野生動植物に配慮した工事に協力します
②自然とのふれあいの促進	自然とのふれあいの場・機会の確保	C	厚岸湖・別寒辺牛湿原等の学術研究制度の活用を図ります	調査研究資料を活用します	調査研究資料を活用します
		D	ラムサール条約締結国及び国内登録湿地等の資料を収集します		
		E	ラムサール条約登録湿地関連市町村と情報交換をします		情報交換に協力します
		F	自然観察会、自然素材の体験工作会を開催します	自然観察会、自然素材の体験工作会に参加します	自然観察会、自然素材の体験工作会に参加します
		G	「やちっこクラブ」の活動を継続します	活動に協力します	活動に協力します
		H	水鳥観察館では自然に関する資料の充実や、各市町村の関連施設との連携による鳥の渡りなどの情報交換に努めます		
		I	カヌー利用者へのマナーの啓発に努めます	マナーの啓発に協力します	マナーの啓発に協力します
③みどりの保全	森林の多様な自然環境の保全と回復	J	造林植栽や複層林を積極的に促進します		一般民有林の森林整備に推進・協力します
		K	間伐材など保育事業を実施します		一般民有林の森林整備に推進・協力します
		L	長伐期施業を基本とした森林整備を推進します		一般民有林の森林整備に推進・協力します
		M	民有林の造林・育林など森林整備を推進します		一般民有林の森林整備に推進・協力します
		N	森林保護農薬使用低減のため、野鼠駆除剤の町有林への散布を禁止します	散布禁止に理解・協力します	民有林に対しても協力します
		O	造林未済地を解消します	解消に協力します	解消に推進・協力します
		P	植林地・農地・草原などの詳細な状況を把握します	情報提供に協力します	
		Q	森林の持つ公益的機能を充分発揮できる森林整備・管理を国有林や道有林と連携して行います		森林整備・管理に努めます
	河畔林造成の推進	R	河畔林造成を推進します	植樹に参加・協力します	植樹に参加・協力します
	町民参加による森林づくり	S	町民の森造成事業等による森林づくりを推進します	植樹に参加・協力します	植樹に参加・協力します

（４）快適で住み良いまちづくり

施策の基本的方向	関 連 施 策		町 の 役 割	町 民 の 役 割	事 業 者 の 役 割
①自然と調和した 景観の創出	地域の個性を生かした景観づくり	A	町民参加を図りながら、都市づくりの将来ビジョンや地域別のあるべき姿と整備方針、都市生活や経済活動を支える諸施設の計画などを定めた「都市計画マスタープラン」による快適で秩序ある都市づくりの推進に努めます	快適で秩序あるまちづくりに協力します	快適で秩序あるまちづくりに協力します
	町民参加による景観づくり	B	厚岸町クリーン作戦等、町民参加による美化運動や花のあるまちづくり事業による環境美化を推進します	環境美化に協力します	環境美化に協力します
②緑化の推進	公共施設等における緑化の推進	C	沿道の花や街路樹の植栽を推進します	沿道の花や街路樹の植栽に協力します	沿道の花や街路樹の植栽に協力します
		D	美観と安全性に配慮した快適な道路づくりを推進します		
		E	農場看板周辺の花壇整備を促進します		花壇整備に努めます
③ゆとりある空間 の確保	公園・緑地等の整備	F	既存公園を利用した町民参加型への改修整備に努めます	既存公園の改修整備に協力します	既存公園の改修整備に協力します
		G	やすらぎを与え、憩い・集い・楽しめる公園づくりを町民とともに推進します	公園づくりに協力します	公園づくりに協力します
	地域の環境づくりの促進	H	自治会単位での清掃活動、花壇づくりなど、地域の住民が共同して行う地域の環境づくりを促進します	自治会単位での清掃活動、花壇づくりなどの地域の環境づくりに協力します	自治会単位での清掃活動、花壇づくりなどの地域の環境づくりに協力します
④生物の多様性の 確保	特定外来生物の防除	I	特定外来生物の情報発信と防除計画を行います		
		J	他市町村からの情報を集め、研究を行います		
		K	希少生物の生息地や地域特有の生物相を有する地域については、分布調査を行い、その状況に応じて防除を行います		
⑤歴史的文化遺産 の保全	文化財の保全・活用	L	重要文化財「正行寺本堂」などの文化財の適正な保護と保存に努めます		所有者は適正な保護と保全、活用に努めます
		M	埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財包蔵地の周知を図り、理解と協力を得ながら保存に努めます		
		N	史跡「国泰寺跡」の整備事業の推進に努め、文化財の適切な管理を図ります		

(5) 資源やエネルギーを有効に利用するまちづくり

施策の基本的方向	関 連 施 策		町 の 役 割	町 民 の 役 割	事 業 者 の 役 割
①健全な水資源の循環	水源かん養林の確保	A	河川流量の調整や水質の浄化など、森林のもつ公益的な機能の維持・向上を図るため、水源かん養林の計画的な取得を推進します	水源かん養林の取得に協力します	水源かん養林の取得に協力します
	節水の推進	B	節水に関する意識の向上を図ります	節水に協力します	節水型器具の普及に協力します
	安全な水の確保	C	法令に基づく水質検査を実施します		
		D	水質管理目標設定項目のうち、農業類項目に係る農薬の自主検査を実施します		
		E	取水口等の点検を行い水源の管理をします		
		F	水質に応じた臭気、アンモニア性窒素の高度適正な処理をします		
		G	水質異常に備え、事前体制の確立を図ります		
		H	飲用井戸、小規模貯水槽水道の適正な管理の指導をします	飲用井戸、小規模貯水槽水道の適正な管理に努めます	
②廃棄物対策	排出抑制の推進	I	家庭などの生ごみの発生・排出量を抑制し減量化するため、家庭用コンポスト容器等の普及を促進します	コンポスト容器による生ごみの減量化や適正管理に努めます	
		J	町民に対し、使い捨てに抑制について啓発を進めます	買い物袋の持参や再使用・修理ができるような製品を購入します	再利用可能な製品の製造・販売に努めます
		K	ごみの排出量を極力少なくするため、販売業者や消費者などに対して、過剰包装の自粛を促進します	過剰な包装はしないようにします	過剰な包装はしないようにします
		L	分別基準表を活用し、適正なごみの分別に関する周知の徹底に努めます	適正なごみの分別を行います	適正なごみの分別を行います
	廃棄物収集・処理の適正化	M	分別については徹底を図り、廃棄物の再生利用の推進、処分量の低減を図ります	廃棄物の再生利用や処分量の低減に努めます	廃棄物の再生利用や処分量の低減に努めます
		N	生ごみは、有機資源堆肥センターで処理し、可燃ごみの減量化を図ります	生ごみを「有機資源堆肥センター」へ投入するため、分別の徹底を行います	生ごみを「有機資源堆肥センター」へ投入するため、分別の徹底を行います
		O	家電４品目の適正な処分を促進します	町内家電販売店へ搬出します	搬出に協力します
	啓発事業の推進	P	事業者に対し、廃棄物の減量化に努めるよう指導します		廃棄物の減量化に努めます
		Q	自然の番人宣言に基づき、環境教育の充実や不法投棄への指導強化を推進します	不法投棄があった場合は、市町村又は警察へ通報します	不法投棄があった場合は、市町村又は警察へ通報します
③エネルギーの適切かつ有効な利用	エネルギーの適切な管理	R	公共施設の省エネルギーを推進します		
		S	町民・事業者への省エネルギー意識・行動の啓発を進め、取り組みを促します	省エネルギーに努めます	省エネルギーに努めます
		T	省エネルギーに関する融資制度や省エネルギー型機器など、省エネルギーに関する情報収集と提供を進めます		
		U	未使用木材を活用した木質バイオマスや家畜ふん尿などによるバイオマスエネルギーなど、有機性資源の有効利用について検討します		
		V	個人住宅への太陽光発電システム設置支援の継続や、町有施設への太陽光発電システム導入の検討など、自然環境を活かした環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用促進に努めます		

(6)環境教育・環境学習を推進するまちづくり

施策の基本的方向	関 連 施 策		町 の 役 割	町 民 の 役 割	事 業 者 の 役 割
①環境教育・環境学習の充実と普及	環境教育の充実	A	環境保全活動の推進を図るため学校版厚岸町環境マネジメントシステム（学校版厚岸町EMS）を継続します	学校版厚岸町環境マネジメントシステム（学校版厚岸町EMS）の活動を支援します	学校版厚岸町環境マネジメントシステム（学校版厚岸町EMS）の具体的行動をします
		B	生涯学習における環境学習を推進するほか、学習教材の配布を行います	環境学習会に参加ます	環境学習会に参加します
	地域活動の促進	C	町内小中学校及び高等学校が行う環境美化保全運動に物品等を支給します	学校と協力して環境美化・環境保全を進めます	環境美化・環境保全に参加します
	人材の活用	D	環境分野の専門家、環境学習の実践者、町職員を講師として環境出前教室を行います	学校からの要請に応じて環境学習の講師を務めます	学校からの要請に応じて環境学習の講師を務めます
	環境学習の機会・啓発事業	E	環境教育パネル展、ECO作品展、環境講演会等を開催します	環境教育パネル展やECO作品展、環境講演会等の開催に協力します	環境教育パネル展やECO作品展、環境講演会等の開催に協力します
		F	自然観察会やほしぞら教室を開催し、自然と触れあえる機会を提供します	自然観察会やほしぞら教室に参加します	自然観察会やほしぞら教室に参加します
		G	水鳥観察館、海事記念館などの展示や活動内容の充実を図ります		環境に配慮した施設・設備を積極的に公開し、環境学習の推進に寄与します
	普及・啓発事業の推進	H	森林環境譲与税の活用により、木育の推進や地域材の利用促進に努め、木材の親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや、利用の意義を知ってもらう機会を提供します		

第 7 章 町の役割の主な施策

第7章 町の役割の主な施策

(1) 産業と共存するまちづくり

施策の基本的方向	関 連 施 策			主な担当課
① 環境への負荷低減	環境に配慮した行動	A	土壌分析調査等による適正な草地管理の促進	水産農政課
		B	酪農地帯から流れ込む河川水質調査の実施	環境林務課 水産農政課
		C	小中学校と連携してふれあい酪農体験の実施	水産農政課 教委管理課・指導室
		D	家畜の衛生管理のため消毒体制の整備と自衛防疫の徹底	水産農政課
		E	町営牧場は農薬や化学肥料の使用量を少なくし、有機資源堆肥センターの堆肥を利用して環境への負荷の少ない農業の実践	環境林務課 水産農政課
		F	厚岸湖・湾の自然環境に関する万全な保全体制の確立	水産農政課
		G	漁場にとっての湿地の役割に関する情報発信	環境林務課
		H	持続的な一次産業を維持するため、水質等の環境を調査し適正な生産量の科学的な解明	環境林務課 水産農政課
		I	地域HACCPの取組みを徹底し、流通加工の徹底した品質管理システムを構築し、ブランド化の推進対策を漁協、流通、加工業者、町が一体となった推進	水産農政課
		J	事業活動に必要な原材料・中間製品などは環境に配慮したものを優先的に使用するような啓発	水産農政課
② 廃棄物の排出抑制	事業系廃棄物処理の適正化	K	牛ふん尿の適切な管理及び利用を促進し、河川流出の防止対策	水産農政課
		L	牧草ラップフィルム、不用農機具等農業系廃棄物の処理適正化の促進	水産農政課
		M	環境景観に配慮して農業系廃用施設の撤去の促進	水産農政課
		N	ヒトデ、魚残滓、ウニ殻などの水産系有機性廃棄物を有機資源堆肥センターで一元的な堆肥化活用の促進	環境林務課 水産農政課
		O	漁具等（発泡スチロール製断熱箱・浮き球など）の水産系廃棄物の処理の適正化の促進	水産農政課
		P	菌床センターから排出される廃菌床は、有機資源堆肥センターで堆肥化を促進	水産農政課

(2) 環境を保全するまちづくり

施策の基本的方向	関 連 施 策			主な担当課
① 水質の保全	水質調査	A	厚岸湖・厚岸湾の定期的な水質調査の実施	環 境 林 務 課
		B	定期河川の定期的な水質調査の実施	環 境 林 務 課
		C	水道水源であるホマカイ川の定期的な水質検査の実施	環 境 林 務 課
		D	上流河川の融雪期や降雨後の水質調査の実施	環 境 林 務 課
		E	水環境に関する情報の共有	環 境 林 務 課 水 産 農 政 課
	事業場等に対する規制及び改善指導	F	立入検査の実施など排出基準の遵守指導	環 境 林 務 課
		G	油流出事故や工場排水の監視	環 境 林 務 課
	生活排水対策	H	公共下水道を整備し生活排水処理対策の促進	水 道 課
		I	下水道処理区域内及び計画処理区域内の住民に対し水洗化等改造工事に係る助成制度を周知し、水洗化を促進	水 道 課
		J	下水道処理区域外の住民に対し、合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、合併処理浄化槽設置費補助金の周知を徹底	環 境 林 務 課
		K	せっけん購入助成を支援し、脱合成洗剤による有害物質の排出軽減・啓発	環 境 林 務 課
		L	町有施設で使用する洗剤は可能な限りせっけんを使用	環 境 林 務 課
	公害防止協定	M	ゴルフ場内の農薬使用に伴う公害未然防止のため協定締結・履行	環 境 林 務 課
② 大気汚染の防止	自動車の適正な使用の推進	N	アイドリングストップで排出ガスと燃料消費を抑えるよう啓発	建 設 課 環 境 林 務 課
		O	車両の適切な整備、点検の推進・啓発	建 設 課 環 境 林 務 課
		P	低公害車の利用・普及	建 設 課 環 境 林 務 課
	大気汚染の低減	Q	廃棄物の不法焼却や野焼きに対する指導・啓発	環 境 林 務 課
		R	ばい煙の適正処理に対する届出状況の確認や自主測定の実施	環 境 林 務 課
		S	ばい煙発生施設や粉じん発生施設への法令等の遵守	環 境 林 務 課
③ 有害物質対策	有害化学物質に関する情報の収集・提供	T	有害化学物質に関する情報の収集・提供	環 境 林 務 課

(3) 良好な自然を生かすまちづくり

施策の基本的方向	関 連 施 策			主 な 担 当 課
① 生物多様性の確保	野生生物の状況の把握	A	厚岸湖・別寒辺牛湿原の動植物の行動・生育分布状況の調査	環 境 林 務 課
		B	公共工事の野生動植物に配慮した取組の推進	建 設 課
② 自然とのふれあいの促進	自然とのふれあいの場・機会の確保	C	厚岸湖・別寒辺牛湿原等の学術研究制度の活用	環 境 林 務 課
		D	ラムサール条約締結国及び国内登録湿地等の資料収集	環 境 林 務 課
		E	ラムサール条約登録湿地関係市町村との情報交換	環 境 林 務 課
		F	自然観察会、自然素材の体験工作会の開催	環 境 林 務 課
		G	「やちっこクラブ」の活動を継続	環 境 林 務 課
		H	水鳥観察館での自然に関する資料の充実や、各市町村の関連施設との連携による情報交換	環 境 林 務 課 教 委 生 涯 学 習 課
		I	カヌー利用者へのマナーの啓発	環 境 林 務 課
③ みどりの保全	森林の多様な自然環境の保全と回復	J	造林植樹や複層林の積極的な促進	環 境 林 務 課
		K	間伐材など保育事業の実施	環 境 林 務 課
		L	長伐期施業を基本とした森林整備の推進	環 境 林 務 課
		M	民有林の造林・育林など森林整備の推進	環 境 林 務 課
		N	森林保護農薬使用低減のため、野鼠駆除剤の町有林への散布禁止	環 境 林 務 課
		O	造林未済地の解消	環 境 林 務 課
		P	植林地・農地・草原などの詳細な状況の把握	環 境 林 務 課
		Q	森林の持つ公益的機能を充分発揮できる森林整備・管理について国有林や道有林と連携して推進	環 境 林 務 課
	河畔林造成の推進	R	水質浄化のため多機能をもった河畔林造成の推進	環 境 林 務 課
	町民参加による森林づくり	S	町民の森造成事業等による森林づくりの推進	環 境 林 務 課

(4) 快適で住み良いまちづくり

施策の基本的方向	関 連 施 策			主な担当課
①自然と調和した景観の創出	地域の個性を生かした景観づくり	A	都市計画マスタープランによる快適で秩序あるまちづくりの推進	建 設 課
	町民参加による景観づくり	B	厚岸町クリーン作戦等、町民参加による美化運動や花のあるまちづくり事業による環境美化の推進	環 境 林 務 課 建 設 課
②緑化の推進	公共施設等における緑化の推進	C	沿道の花や街路樹の植栽推進	建 設 課
		D	美観と安全性に配慮した快適な道路づくりの推進	建 設 課
		E	農場看板周辺の花壇整備の促進	水 産 農 政 課
③ゆとりある空間の確保	公園・緑地等の整備	F	既存公園を利用した町民参加型への改修整備	建 設 課
		G	やすらぎを与え、憩い・集い・楽しめる公園づくりの推進	建 設 課
	地域の環境づくりの促進	H	自治会単位での清掃活動、花壇づくりなど、地域の住民が共同して行う地域の環境づくりの促進	建 設 課
④生物の多様性の確保	特定外来生物の防除	I	特定外来生物の情報発信と防除計画の実施	環 境 林 務 課
		J	他市町村からの情報収集	環 境 林 務 課
		K	希少生物の生息地や地域特有の生物相の分布調査	環 境 林 務 課
⑤歴史的文化遺産の保全	文化財の保全・活用	L	重要文化財「正行寺本堂」などの文化財の適正な保護と保存	教 委 生 涯 学 習 課
		M	埋蔵文化財包蔵地の周知・保全	教 委 生 涯 学 習 課
		N	史跡「国泰寺跡」の整備事業の推進	教 委 生 涯 学 習 課

(5) 資源やエネルギーを有効に利用するまちづくり

施策の基本的方向	関 連 施 策			主な担当課
① 健全な水資源の循環	水源かん養林の確保	A	水源かん養林の計画的な取得と保全	環 境 林 務 課
	節水の推進	B	節水に関する意識の向上	水 道 課
	安全な水の確保	C	法令に基づく水質検査の実施	水 道 課
		D	水質管理目標設定項目のうち、農業類項目に係る農薬の自主検査の実施	水 道 課
		E	取水口等の点検による水源の管理	水 道 課
		F	水質に応じた臭気、アンモニア性窒素の高度適正な処理	水 道 課
		G	水質異常に備え、事前体制の確立	水 道 課
		H	飲用井戸、小規模貯水槽水道の適正な管理・指導	水 道 課
② 廃棄物対策	排出抑制の推進	I	家庭用コンポスト容器を普及促進し、生ごみ減量化の促進	環 境 林 務 課
		J	使い捨て抑制の啓発	環 境 林 務 課
		K	販売業者や消費者に対する過剰包装の自粛促進	環 境 林 務 課
		L	適正なごみの分別に関する周知の徹底	環 境 林 務 課
	廃棄物収集・処理の適正化	M	分別については範囲の拡大と徹底を図り、廃棄物の再生利用の推進、処分量の低減の推進	環 境 林 務 課
		N	生ごみを有機資源堆肥センターで処理し、可燃ごみの減量化の促進	環 境 林 務 課
		O	家電4品目の適正な処分の促進	環 境 林 務 課
	啓発事業の推進	P	事業者に対する廃棄物の減量化の指導	環 境 林 務 課
		Q	自然の番人宣言に基づき、環境教育の充実や不法投棄への指導強化	環 境 林 務 課
③ エネルギーの適切かつ有効な利用	エネルギーの適切な管理	R	公共施設の省エネルギーの推進	関 係 課
		S	町民・事業者への省エネルギー意識・行動の啓発・取り組みの促進	環 境 林 務 課
		T	省エネルギーに関する情報収集と提供	環 境 林 務 課
		U	バイオマスエネルギーなど、有機性資源の有効利用の検討	環 境 林 務 課 水 産 農 政 課
		V	自然環境を活かした環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用の促進	観 光 商 工 課

(6) 環境教育・環境学習を推進するまちづくり

施策の基本的方向	関 連 施 策			主な担当課
①環境教育・環境学習の充実と普及	環境教育の充実	A	環境保全活動の推進を図るため学校版厚岸町環境マネジメントシステム（学校版厚岸町EMS）の継続	教委管理課・指導室 環 境 林 務 課
		B	生涯学習における環境学習の推進及び学習教材の配布	教 委 生 涯 学 習 課
	地域活動の促進	C	町内小中学校及び高等学校が行う環境美化・保全運動の物品等の支給	環 境 林 務 課
	人材の活用	D	環境分野の専門家、環境学習の実践者、町職員を講師として環境出前教室の実施	教委管理課・指導室 環 境 林 務 課
	環境学習の機会・啓発事業	E	環境教育パネル展やECO作品展、環境講演会の開催	教委管理課・指導室
		F	自然観察会やほしぞら教室を開催し、自然と触れあえる機会の提供	環 境 林 務 課 教 委 生 涯 学 習 課
		G	水鳥観察館、海事記念館などの展示や活動内容の充実	環 境 林 務 課 教 委 生 涯 学 習 課
	普及・啓発事業の推進	H	森林環境譲与税の活用により、木育の推進や地域材の利用促進	環 境 林 務 課

第8章 計画を進めるために

第8章 計画を進めるために

1 支援体制

これまで示した環境の保全及び創造に関する施策や取組、行動指針を、町、町民、事業者の連携と協働のもと継続的に実施することにより、本計画がめざす環境の姿は実現されるものです。

したがって、計画の推進にあたっては、町民、事業者はその日常生活や事業活動の中で自発的に行動・参加し、町は自ら率先して行動するとともに、町民、事業者を支援していくことが重要です。

このため、町、町民、事業者の3者による環境の保全及び創造を進めていくための支援体制づくりを進めます。

2 組織体制

(1) 町の推進組織

今日の環境問題は、地域レベルから地球規模の問題までを含み、また、その範囲も多岐にわたり、問題の要因が多様かつ複雑になっています。そのため、従来の規制的な手法を主とする施策から、多様な手法により環境に関する施策を推進することが必要となっています。

町においては、横断的な組織である「厚岸町環境政策調整会議」を通じて、関係部局の緊密な連携及び調整を図り、総合的、計画的な環境の保全及び創造に関する施策に取り組んでいきます。

(2) 環境審議会

「厚岸町環境審議会」は、町長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査・審議します。

町では環境基本計画に関するもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、必要な意見を求め、その反映に努めます。

(3) 厚岸町環境基本計画町民検討会議

環境の保全及び創造に関する取組を効果的かつ円滑に進めるため、町、町民、事業者で構成される継続的なネットワークとして、また、町、町民、事業者がそれぞれの具体的な取組のあり方について協議する場としての役割を果たします。

(4) 関係機関・他の地方公共団体との連携

環境の保全及び創造に関する施策を展開するにあたって、広域的な取組を必要とする場合、国、道及び近隣市町村をはじめとする他の地方公共団体との連携を図るため、既存の会議を利用するなど、相互に協力してその連携に努めます。

3 推進制度の整備

(1) 財政上の措置

本計画、環境の保全及び創造に関する施策を推進するにあたり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(2) 条例の制定（一部改正）、制度の拡充

本計画における環境施策や取組が効果的かつ円滑に進むような条例の制定（一部改正）、制度の拡充などを検討していきます。

(3) 法令等に基づく環境影響評価の推進

厚岸町における一定規模以上の開発事業等に伴う、国、道の関係機関の法令等に基づく環境影響評価に際し、十分な情報の公開と住民意見の反映が図られるように努めます。

(4) 環境情報の収集

本計画の進行状況を評価するには、科学的な知見に基づいて環境の状況、環境への負荷の状況を的確に把握する必要があります。

このため、環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査を行うとともに、監視、測定等の体制の整備を進め、環境情報を収集していきます。

(5) 環境の状況等の公開

本計画に基づき実施された施策の状況などを取りまとめ公表します。また、情報の公開にあたっては、町のホームページ、広報紙やSNSなど各種手法を活用し、積極的な情報の公開を進めます。

(6) 進行管理

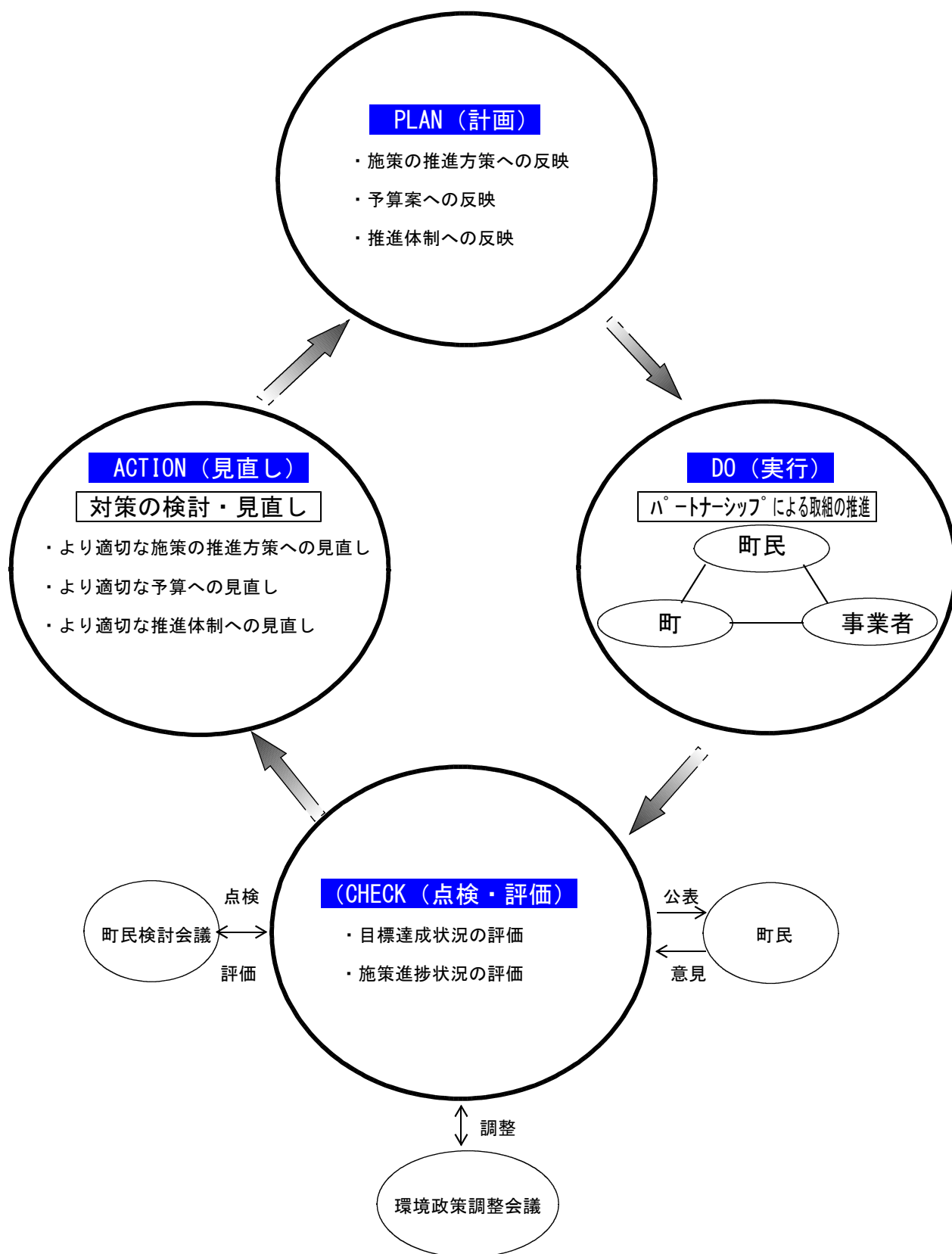
「厚岸町環境マネジメントシステム」手法に基づき、数値で表すことができない目標は、年度途中の10～11月に関係部署における施策の実施状況や課題の整理（点検）、中間評価などを行い、町の推進組織（厚岸町環境政策調整会議）において施策の効果や実効性を改めて点検します。

更に、町、町民、事業者で構成される「厚岸町環境基本計画町民検討会議」で点検・評価します。

数値で表すことができる削減目標（定量的目標）を含むすべての目標は、結果が確定してから、その結果報告書を作成し公表して、それについて町民の意見を聞いたうえで、町の推進組織において施策の効果や実効性を改めて点検し、施策の優先順位や実施時期などを調整の上、「厚岸町環境基本計画町民検討会議」で点検・評価し、その後、再び計画に戻るという仕組みです。

基本計画の推進体制、進行管理の流れ及び具体的な例示を次頁以降に示しています。

環境基本計画



〈数値で表すことができる削減目標（定量的目標）について〉

項 目	現 状 値	目 標 値（令和 1 1 年度）
一般廃棄物のリサイクル率	25.5%	40.3%に向上します
一般廃棄物排出量	3,672 t	2,588 t 以下に削減します (29.5%削減)

実行

① 町・町民・事業者のパートナーシップによる取り組みの推進

- 目標値を達成するための町民の皆様の具体的な行動とは！（町・事業者の行動指針は第6章に記載）
- ・ 家庭用コンポスト容器による生ごみの減量化や適正管理に努めます
 - ・ 買い物袋の持参や再使用・修理ができるような製品を購入します
 - ・ 過剰な包装はしないようにします
 - ・ 適正なごみの分別を行います

結果

担当課（この場合は環境林務課）による点検・評価・見直し

- 目標値への達成状況
- ・ 一般廃棄物のリサイクル率 前年度〇〇% → 令和〇〇年度〇〇%
 - ・ 一般廃棄物排出量 前年度〇〇 t → 令和〇〇年度〇〇 t
 - ・ 結果、進捗率が前年比より上回っていれば達成、同率又は下回っていれば未達成と評価します
 - ・ 未達成の場合（目標値になっていない場合）は原因を調査し特定します
 - ・ 必要に応じて見直しを行います

公表

③ 結果報告書

情報の公開にあたっては、町ホームページ・広報紙など各種手法を活用します

意見

④ 町民の皆様の意見を聞きます

調整

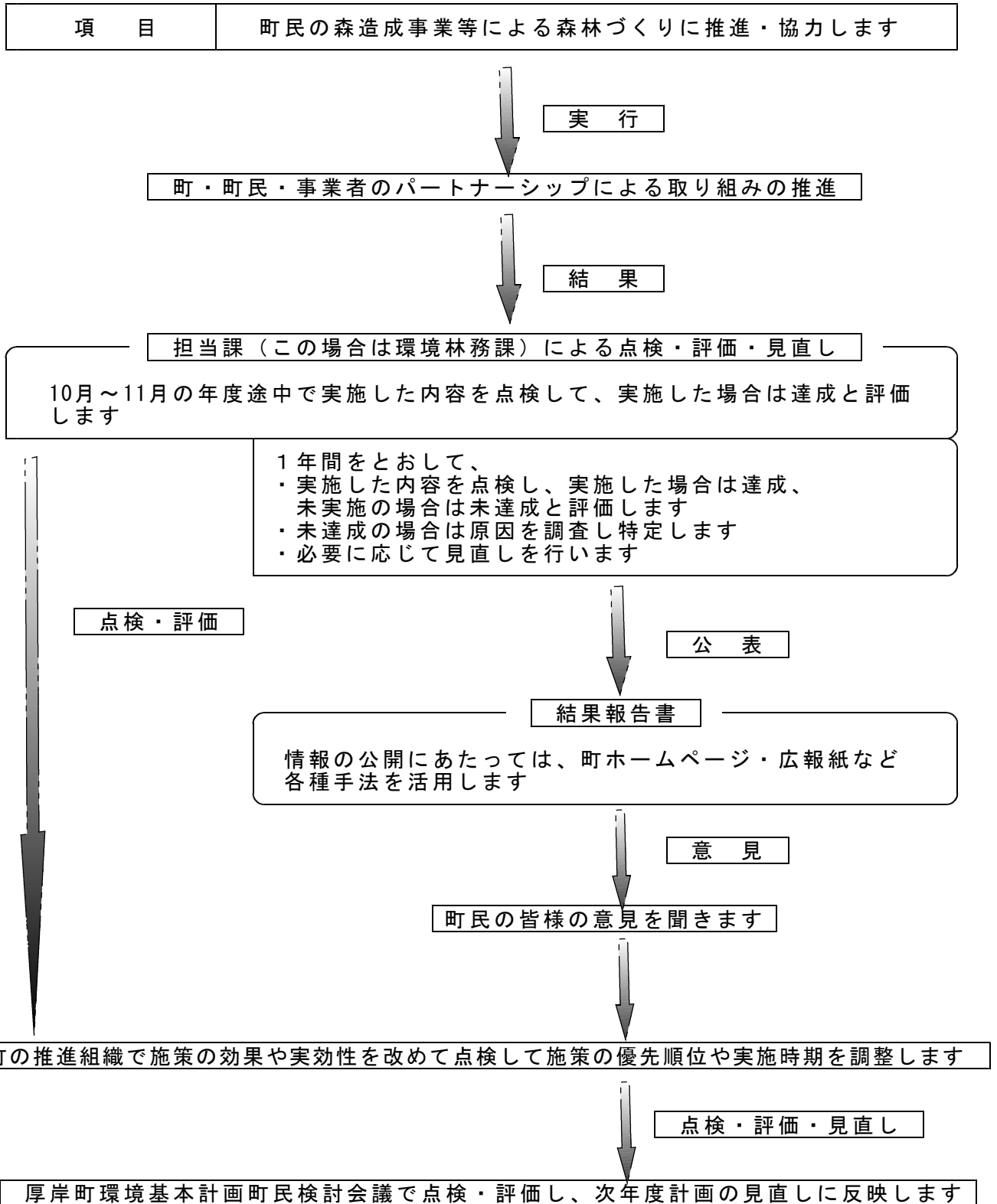
⑤ 町の推進組織で施策の効果や実効性を改めて点検して施策の優先順位や実施時期を調整します

点検・評価・見直し

⑥ 厚岸町環境基本計画町民検討会議で点検・評価し、次年度計画の見直しに反映します

－ 具体的例示 2 －

〈数値で表すことができない目標について〉



- 1年間をとおして、
- ・ 実施した内容を点検し、実施した場合は達成、未実施の場合は未達成と評価します
 - ・ 未達成の場合は原因を調査し特定します
 - ・ 必要に応じて見直しを行います

町民の皆様の意見を聞きます

町の推進組織で施策の効果や実効性を改めて点検して施策の優先順位や実施時期を調整します

点 検 ・ 評 価 ・ 見 直 し

厚岸町環境基本計画町民検討会議で点検・評価し、次年度計画の見直しに反映します

用語の解説

用語の解説

[あ行]

■アンモニア態窒素

水中のアンモニウムイオン (NH_4^+) に含まれる窒素のこと。有機窒素化合物の分解、工場排水、下水及びし尿の混入によって生ずる場合が多い。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商品、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

■SDGs（エスディージーズ）

Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標。2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までの先進国を含む全ての国の共通の目標。貧困、教育、水資源やエネルギー対策などに関する17の目標と、具体的な達成目標である169のターゲットなどで構成されている。

■オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

[か行]

■家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法。平成13年4月施行。指定家電製品4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）について、製造、小売業者の「引き取り義務」、「（メーカーの）再商品化実施義務」が明示された。

■環境基準

人の健康保護と生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。現在、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音に係る基準が定められている。

■環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画。平成6年に第1次計画、平成12年に第2次計画、平成18年に第3次計画、平成24年に第4次計画、平成30年に第5次計画が閣議決定された。

■環境基本法

平成5年法律第91号。環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

■公害

環境基本法第2条第3項の規定により定義されている。事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下、悪臭（以上を典型7公害という。）によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

■公共下水道

主として市街地の下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。その他の生活系排水処理としては、市街地の周辺部において厚生労働省が管轄する合併処理浄化槽、農林水産省が管轄する農業集落排水処理施設がある。

[さ行]

■最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体。産業廃棄物の最終処分場には、遮断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）、安定型（がれき等）、管理型（汚泥等）の3つのタイプに分けられる。

■COD

Chemical Oxygen Demand 化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素剤の量を酸素量に換算したもので、値が大きいほど水が汚れていることを表し、湖沼及び海域の有機汚濁の代表的指標として用いられている。

■ゼロエミッション

ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、社会全体であらゆる廃棄物をゼロにすることを目指すという、国連大学が提唱している構想。

[た行]

■ダイオキシン類

人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある物質で、平成12年1月に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をあわせて、ダイオキシン類とし、発生源となる廃棄物焼却炉などからの排出が規制されている。

■都市計画マスタープラン

市長村が当該市町村の都市計画に関する基本的な方針。市長村がその創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。

[な行]

■内分泌かく乱化学物質

内分泌系の機能を変化させることにより、健全な生物個体やその子孫、あるいは集団（またはその一部）の健康に有害な影響を及ぼす外因性化学物質または混合物。

[は行]

■HACCP（ハサップ）

Hazard Analysis and Critical Control Point 米国のNASA（アメリカ航空宇宙局）で宇宙食の安全性確保のために開発された食品衛生管理システムで、最終製品を抜き取って検査する従来の方法とは違い、原料の受け入れから製造・出荷までの各工程において、健康に害を及ぼす可能性をチェックし、対策を立て、特に重要な工程について集中的な衛生管理を行うことにより、安全性を高める手法のこと。

[や行]

■容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、市町村による分別収集を行い、事業者による再商品化等を促進する法律。ガラス製容器、PET容器、プラスチック製容器包装、飲料用紙パック及び段ボール以外の紙製容器包装の4品目の再商品化を特定業者に義務づけている。

[ら行]

■類型指定

水質汚濁の生活環境項目および騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。

国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、騒音に係る地域の土地利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、指定していく方式となっている。これを類型指定という。

第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画

令和2年3月策定

発行／厚 岸 町

編集／環境林務課環境衛生係

〒088-1192

厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

T E L : 0 1 5 3 - 5 2 - 3 1 3 1

F A X : 0 1 5 3 - 5 2 - 3 1 3 8

E - m a i l : kankyou@akkeshi-town.jp

表紙、図表、写真については、著作権法上認められた場合を除き、転載をお断りします。